

周防大島町告示第75号

平成18年第4回周防大島町議会定例会を次のとおり招集する

平成18年12月1日

周防大島町長 中本 富夫

1 期 日 平成18年12月8日

2 場 所 大島庁舎議場

開会日に応招した議員

安本 貞敏君	伊東 梅芳君
土手 正喜君	平野 和生君
荒川 政義君	浜戸 信充君
杉山 藤雄君	神岡 光人君
田村 三郎君	伊藤 秀行君
平村 真成君	魚谷 洋一君
松井 岑雄君	黒田 壇豊君
広田 清晴君	魚原 満晴君
富田 安英君	木村 潔君
中本 博明君	平川 敏郎君
田中隆太郎君	小田 貞利君
尾元 武君	久保 雅己君
新山 玄雄君	

12月18日に応招した議員

12月19日に応招した議員

応招しなかった議員

平成18年 第4回(定例)周防大島町議会会議録(第1日)

平成18年12月8日(金曜日)

議事日程(第1号)

平成18年12月8日 午前9時30分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告並びに議案説明
- 日程第5 報告第1号 専決処分の報告について(変更契約・法180条関係)
- 日程第6 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第7 議案第1号 平成18年度周防大島町一般会計補正予算(第4号)について
- 日程第8 議案第2号 平成18年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第9 議案第3号 平成18年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第10 議案第4号 平成18年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第11 議案第5号 平成18年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第12 議案第6号 平成18年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第13 議案第7号 平成18年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第14 議案第8号 平成18年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算(第1号)について
- 日程第15 議案第9号 平成19年度町営土地改良事業の実施について
- 日程第16 議案第10号 あらたに生じた土地の確認について
- 日程第17 議案第11号 字の区域の変更について
- 日程第18 議案第12号 周防大島町固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について
- 日程第19 議案第13号 周防大島町立保育所設置条例の一部改正について

- 日程第20 議案第14号 周防大島町斎場条例の一部改正について
- 日程第21 議案第15号 周防大島町簡易水道事業給水条例の一部改正について
- 日程第22 議案第16号 周防大島町商工業者特別融資に関する条例の一部改正について
- 日程第23 議案第17号 柳井地区広域消防組合格約の変更について
- 日程第24 議案第18号 山口県後期高齢者医療広域連合の設立について
- 日程第25 議案第19号 山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について
- 日程第26 議案第20号 周防大島町久賀歴史民俗資料館、周防大島町町衆文化伝承の館及び周防大島町町衆文化の薫る郷公園の指定管理者の指定について
- 日程第27 議案第21号 日本ハワイ移民資料館の指定管理者の指定について
- 日程第28 議案第22号 周防大島町サン・スポーツランド片添、周防大島町片添ヶ浜温泉遊湯ランド及び周防大島町青少年旅行村の指定管理者の指定について
- 日程第29 議案第23号 周防大島町陸奥野営場、周防大島町立陸奥記念館及び周防大島町なぎさ水族館の指定管理者の指定について
- 日程第30 議案第24号 周防大島町総合交流ターミナルの指定管理者の指定について
- 日程第31 議案第25号 竜崎温泉潮風の湯の指定管理者の指定について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告並びに議案説明
- 日程第 5 報告第 1号 専決処分の報告について（変更契約・法180条関係）
- 日程第 6 諮問第 1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 7 議案第 1号 平成18年度周防大島町一般会計補正予算（第4号）について
- 日程第 8 議案第 2号 平成18年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第 9 議案第 3号 平成18年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第10 議案第 4号 平成18年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第11 議案第 5号 平成18年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第3号）につ

- いて
- 日程第12 議案第6号 平成18年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第13 議案第7号 平成18年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第14 議案第8号 平成18年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算(第1号)について
- 日程第15 議案第9号 平成19年度町営土地改良事業の実施について
- 日程第16 議案第10号 あらたに生じた土地の確認について
- 日程第17 議案第11号 字の区域の変更について
- 日程第18 議案第12号 周防大島町固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について
- 日程第19 議案第13号 周防大島町立保育所設置条例の一部改正について
- 日程第20 議案第14号 周防大島町斎場条例の一部改正について
- 日程第21 議案第15号 周防大島町簡易水道事業給水条例の一部改正について
- 日程第22 議案第16号 周防大島町商工業者特別融資に関する条例の一部改正について
- 日程第23 議案第17号 柳井地区広域消防組合理約の変更について
- 日程第24 議案第18号 山口県後期高齢者医療広域連合の設立について
- 日程第25 議案第19号 山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について
- 日程第26 議案第20号 周防大島町久賀歴史民俗資料館、周防大島町町衆文化伝承の館及び周防大島町町衆文化の薫る郷公園の指定管理者の指定について
- 日程第27 議案第21号 日本ハワイ移民資料館の指定管理者の指定について
- 日程第28 議案第22号 周防大島町サン・スポーツランド片添、周防大島町片添ヶ浜温泉遊湯ランド及び周防大島町青少年旅行村の指定管理者の指定について
- 日程第29 議案第23号 周防大島町陸奥野営場、周防大島町立陸奥記念館及び周防大島町なぎさ水族館の指定管理者の指定について
- 日程第30 議案第24号 周防大島町総合交流ターミナルの指定管理者の指定について
- 日程第31 議案第25号 竜崎温泉潮風の湯の指定管理者の指定について

出席議員(25名)

- | | | | |
|----|--------|----|--------|
| 1番 | 安本 貞敏君 | 2番 | 伊東 梅芳君 |
| 3番 | 土手 正喜君 | 4番 | 平野 和生君 |

5番 荒川 政義君	6番 浜戸 信充君
7番 杉山 藤雄君	8番 神岡 光人君
9番 田村 三郎君	10番 伊藤 秀行君
12番 平村 真成君	13番 魚谷 洋一君
14番 松井 岑雄君	15番 黒田 壇豊君
16番 広田 清晴君	17番 魚原 満晴君
18番 富田 安英君	19番 木村 潔君
20番 中本 博明君	21番 平川 敏郎君
22番 田中隆太郎君	23番 小田 貞利君
24番 尾元 武君	25番 久保 雅己君
26番 新山 玄雄君	

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

事務局長 坂本 薫君	議事課長 木元 真琴君
書記 河井 敏博君	書記 平田富久代君
書記 藤本万亀子君	

説明のため出席した者の職氏名

町長	中本 富夫君	助役	椎木 巧君
収入役	吉村 正晴君	教育長	平田 武君
公営企業管理者	川田 昌満君	総務部長	村田 雅典君
総務課長	吉田 芳春君	政策企画課長	中野 守雄君
財政課長	奈良元正昭君	健康福祉部長	馬野 正文君
産業建設部長	岡村 春雄君	環境生活部長	村田 章文君
久賀総合支所長	野口 菊義君	大島総合支所長	山本 治君
東和総合支所長	鍵本 一和君	橘総合支所長	中河 美昭君
教育次長	布村 和男君	公営企業局総務部長 ...	河村 常和君
税務課長	橋本 澄夫君		

午前 9 時 30 分開会

議長（新山 玄雄君） 本日は御出席いただきまして、ありがとうございます。本定例会の議事の運営等については、去る 12 月 1 日に開催した議会運営委員会での申し合わせ事項として議員各位に既に文書で報告してあるとおりであります。

ただいまから平成 18 年第 4 回周防大島町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりです。

日程第 1 . 会議録署名議員の指名

議長（新山 玄雄君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の署名議員は、会議規則第 120 条の規定により、16 番、広田清晴議員、17 番、魚原満晴議員を指名いたします。

日程第 2 . 会期の決定

議長（新山 玄雄君） 日程第 2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、去る 12 月 1 日開催の議会運営委員会において協議の結果、お手元に配布してある会期日程のとおり、本日から 12 月 19 日までの 12 日間といたしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、お手元に配布してある会期日程のとおり、本日から 12 月 19 日までの 12 日間とすることに決しました。

日程第 3 . 諸般の報告

議長（新山 玄雄君） 日程第 3、諸般の報告を行います。

本年 9 月議会以降の諸般について御報告いたします。

まず、本議会に提出されました文書等については、地方自治法の規定に基づき、監査委員より例月現金出納検査（9 月、10 月、11 月実施分）及び定期監査（9 月、10 月、11 月実施分）の結果の報告がありましたので、お手元にその写しを配布いたしております。

請願、陳情・要望等については、要望 3 件の提出がありました。

陳情・要望 25 号から 27 号として皆様のお手元に配布いたしておりますので、御高覧いただきたいと思っております。

系統議長会関係では、11月7日、山口市において山口県町議会議長会定例会が開催され、17年度決算の承認、19年度事業計画等についての協議決定がなされました。

続きまして、11月22日に、全国1,038の町村議会から1,700余名の議長ほか関係者が一堂に会する第50回目となる全国研修大会が東京「NHKホール」において開催され、久保副議長に出席をしていただきました。本大会では、地方分権改革は多くの課題を残した「未完の改革」であり、真の地方分権改革を推進するための内容を織り込んだ特別決議を。また、あわせ、町村税財源の充実確保に関する特別決議を採択し大会を終えたこと。

また、前日の21日には第25回全国離島市町村振興大会が『ルポール麹町』にて開催され、ここでは政府・国会は離島を取り巻く特殊事情を直視し、それぞれの離島の特性に応じた離島振興の諸施策を強力かつ着実に展開すべきである。我々離島市町村議会人もまた、個性豊かで活力ある島づくりの実現を目指し、さらに決意を新たにすることを誓い合ったこと。の報告がありました。各決意文等については、お手元にその写しを配布いたしておりますので御高覧ください。

久保副議長さん、お疲れさまでございました。

次に、柳井地区広域市町議会議長会の臨時総会が文書持ち回り決裁により行われ、19年度の事業計画については、第8回目となります議員研修会を来年7月の実施予定を取り決め、研修の内容につきましては、当会事務局に一任いたしました。

続いて、町人会等の関係では、9月24日の近畿東和会へ魚谷洋一議員が、10月15日の東京東和会へは土手正喜議員が、11月12日の近畿大島会へ木村潔議員が、そして、11月29日の東京大島郡人会へは松井議員、黒田議員、魚谷議員、小田議員と私、新山の5名の議員が出席をいたしました。

それぞれの会におきまして、会員との情報交換を通して、さらなる親睦を深め合い、ふるさと大島のますますの発展を誓い合っただけでなく、それぞれの語らいの中で、ふるさとに対する熱い思いをお聞きし、島を守る我々の責任の重大さを改めて肝に銘じたところであります。

最後になりましたが、総務常任委員会、民生常任委員会より、さきに実施いたしました行政視察研修の報告書が提出されております。その写しをお手元に配布いたしておりますので、御高覧ください。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4．行政報告並びに議案説明

議長（新山 玄雄君） 日程第4、行政報告並びに議案の説明に入ります。

町長より、行政報告並びに議案の説明を求めます。中本町長。

町長（中本 富夫君） おはようございます。平成18年第4回周防大島町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、御多忙の折にもかかわらず早朝より御参集を賜り、まことにありがとうございます。本日は、平成18年度周防大島町一般会計補正予算、その他の諸案件につきまして御審議をお願いをするものでございます。

それでは、提案しております議案につきまして、その概要の説明を申し上げます。

報告第1号は、専決処分の報告についてであります。平成18年度小松屋代簡易水道配水管新設工事において、議会の委任による専決処分の指定の範囲内における工事請負変更契約を、専決処分により締結をいたしましたので報告するものでございます。

諮問第1号は、人権擁護委員の候補者の推薦につきまして意見を求めることについてであります。平成19年3月31日をもちまして任期満了となります人権擁護委員の候補者の推薦につきまして、議会の御意見を求めるものであります。

議案第1号は、平成18年度周防大島町一般会計補正予算（第4号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ16万4,000円減額をし、歳入歳出の総額をそれぞれ162億270万7,000円とするものであります。

議案第2号は、平成18年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ11万9,000円を追加をし、歳入歳出の総額をそれぞれ36億1,620万8,000円とするものでございます。

議案第3号は、平成18年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に変更はありませんが、支払い区分が変更になったため調整を行うものでございます。

議案第4号は、平成18年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ280万9,000円を追加をし、歳入歳出の総額をそれぞれ10億9,728万4,000円とするものでございます。

議案第5号は、平成18年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ189万3,000円を追加をし、歳入歳出の総額をそれぞれ4億8,490万2,000円とするものでございます。

議案第6号は、平成18年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ34万7,000円減額をいたしまして、歳入歳出の総額をそれぞれ5億3,521万円とするものでございます。

議案第7号は、平成18年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ26万円を追加をし、歳入歳出の総額をそれぞれ8,578万6,000円とするものでございます。

議案第8号は、平成18年度周防大島町公営企業局事業会計補正予算(第1号)についてであります。各施設の9月までの実績に基づきまして、今後の事業見込みにより補正するもので、収益的収入予算については、既決予定額から2億1,323万3,000円を減額し、総額を41億1,367万4,000円、支出については1億3,367万5,000円減額をし、総額を41億2,871万9,000円とし、資本的収入予算については補正はありませんが、支出については8,738万円増額をし、総額を110億4,322万2,000円とするものでございます。

議案第9号は、平成19年度町営土地改良事業の実施についてであります。平成19年度に計画をしております町営土地改良事業について、議案書の計画概要に記載のとおり、洪水被害を防止する目的で排水施設整備事業を実施するため、議会の議決をお願いをするものでございます。

議案第10号は、あらたに生じた土地の確認についてであります。大字久賀地内の国道437号線に沿接する堤地先について、公有水面埋立法の規定に基づき竣工認可された新たに生じた土地の確認について、議会の議決をお願いするものでございます。

議案第11号は、字の区域の変更についてであります。議案第10号において確認をお願いをしている新たに生じた土地に関連する土地の字の区域の変更について、地方自治法の規定により議会の議決をお願いをするものでございます。

議案第12号は、周防大島町固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正についてであります。周防大島町内における地区公民館、地区集会所、消防防災施設及びその他公益的に活用する施設について、地方税法の規定によりまして課税を不相当とし、課税の免除をしようとするものであり、議会の議決をお願いをするものでございます。

議案第13号は、周防大島町立保育所設置条例の一部改正についてであります。町内にある4つの町立保育所のうち和佐保育所について、平成19年3月末日をもって廃止するために条例を整備するものであります。加えて他の保育所の管理についても、将来指定管理者を指定して運営できるように条例を整備しようとするものでございます。

議案第14号は、周防大島町斎場条例の一部改正についてであります。明年2月末に完成予定の大島斎場を条例に加えるとともに条例の一部を改正するものであり、議会の議決をお願いをするものでございます。

議案第15号は、周防大島町簡易水道事業給水条例の一部改正についてであります。御承知のとおり、簡易水道事業特別会計は、一般会計から多額の繰り入れを行い収支を保っている財政状況の厳しい特別会計であり、今般、給水単価検討協議会において慎重審議をされ答申をいただいた結果を踏まえまして、事業会計の健全化に向けて料金等の改正をお願いをするものでございます。

議案第16号は、周防大島町商工業者特別融資に関する条例の一部改正についてであります。

商工業者に対する貸付融資に係る連帯保証人の徴求について、国の融資制度の統一基準に沿って、原則として法人の代表者以外は保証人は不要とするため、条例の一部を改正しようとするものでございます。

議案第 17 号は、柳井地区広域消防組合規約の変更についてであります。組合を構成をしており関係市町の負担金の額の、均等割と人口割の比率を変更することに伴い、組合規約の変更をしようとするものであります。

議案第 18 号は、山口県後期高齢者医療広域連合の設立についてであります。後期高齢者医療制度の創設に伴いまして、県内全市町が加入する広域連合を設立をし事務処理を行おうとするものであり、議会の議決をお願いするものでございます。

議案第 19 号は、山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更についてであります。議案第 18 号で提案をした山口県後期高齢者医療広域連合の設立に伴い、この広域連合山口県市町総合事務組合に加入させるため、同組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更をしようとするものであり、議会の議決をお願いするものでございます。

議案第 20 号から議案第 25 号までは、本町の公の施設について、指定管理者を指定をし、運用を開始しようとするものでございます。

議案第 20 号は、周防大島町久賀歴史民俗資料館、周防大島町町衆文化伝承の館及び周防大島町町衆文化の薫る郷公園の指定管理者の指定について、議案第 21 号は、日本ハワイ移民資料館の指定管理者の指定について、議案第 22 号は、周防大島町サン・スポーツブランド片添、周防大島町片添ヶ浜温泉遊湯ランド及び周防大島町青少年旅行村の指定管理者の指定について、議案第 23 号は、周防大島町陸奥野営場、周防大島町立陸奥記念館及び周防大島町なぎさ水族館の指定管理者の指定について、議案第 24 号は、周防大島町総合交流ターミナルの指定管理者の指定について、議案第 25 号は、竜崎温泉潮風の湯の指定管理者の指定についてであります。

以上の施設については、公募による募集をし、それぞれ応募をいただきました。

民間の有識者 5 名で構成をいたしました指定管理者選定委員会を設置をして、優先交渉権者の選定等に御尽力をいただき、先般、各委員会から審査結果の報告を受けたところでございます。私といたしましては、この報告を尊重いたしまして、それぞれの施設について、議案書記載のとおり指定管理者として指定をいたしたく、（テープ中断）議会の議決をお願いするものであります。以上、概要につきまして御説明をいたしました。詳しくは提案の都度、私なり関係参与が御説明を申し上げますので、何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

なお、お手元に、町が出資をしております財団法人周防大島町久賀生涯学習振興財団の経営状況を説明する書類といたしまして、平成 17 年度事業報告及び収支決算報告書をお届けをしてお

りますので、御高覧のほどお願いをいたします。

本来でありましたら、6月定例会におきまして御報告をするものでありましたが、諸般の事情でおくれましたことを、この場をお借りをいたしましておわびを申し上げます。

最後になりましたが、1点ほど行政報告を申し上げます。

山口県内各地で開催をされました第21回国民文化祭山口2006は、11月の3日から12日までの10日開催をされました。本町におきましても宮本常一特別企画「あるく みる きく」が開催されたほか、周防大島町体験塾などもあわせて開催をされたわけでございます。

さらに、メインプログラムといたしましては、11日、12日の両日、大島文化センターにおきましてハワイアンフラの発表会、フラの祭典が開かれまして、県内外から約400名のフラの愛好家が出演されたわけでございます。

また、ハワイ島からも特別出演もいただき、大きな感動に包まれたわけでございます。

文化センターの会場では、2日間とも多くの立ち見者が出るほど1,000名以上の観客で大盛況のうちに幕を閉じたところでございます。関係各位の御努力に対しまして心から深く感謝を申し上げます次第でございます。

以上で、終わります。

議長（新山 玄雄君） 以上で、行政報告並びに議案の説明を終わります。

日程第5．報告第1号

議長（新山 玄雄君） 日程第5、報告第1号専決処分の報告について、執行部の報告を求めます。村田総務部長。

総務部長（村田 雅典君） 報告第1号は専決処分の報告であります。平成18年度小松屋代簡易水道配水管新設工事につきましては、本年9月から明年2月末日までの工期で工事を進めております。当地域は配水ルートが1系統でございますが、今回、変更工事で県道部分に減圧弁1カ所を増工することによりまして、配水ルートが2系統となりますので、災害時の断水区域縮小化を図ることが可能となります。

安全・安心の観点から、現契約7,147万350円に234万4,650円を増額した7,381万5,000円とする請負変更契約について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき指定された専決処分事項により専決処分を行いましたので、これを報告するものであります。議長（新山 玄雄君） 以上で、執行部の報告を終了します。

日程第6．諮問第1号

議長（新山 玄雄君） 日程第6、諮問第1号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求める

ことについてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。中本町長。

町長（中本 富夫君） 本案は、諮問第1号人権擁護委員の候補者の推薦について、議会の意見を求めるものでございます。

平成19年3月31日をもって任期満了となります現委員の奥原法城氏は人格識見とも高く、また、人権擁護についても長年の委員の経験を生かし、広く地域において活躍をされていると認めます。私といたしましては、同氏を引き続き人権擁護委員に推薦をいたしたいと存じますので、議会の御意見を賜りたいと思います。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりました。

お諮りします。諮問第1号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについては、奥原法城さんを適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 異議なしと認めます。よって、諮問第1号人権擁護委員の推薦は、奥原法城さんを適任とすることに決定しました。

日程第7・議案第1号

議長（新山 玄雄君） 日程第7、議案第1号平成18年度周防大島町一般会計補正予算（第4号）についてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。村田総務部長。

総務部長（村田 雅典君） 議案第1号平成18年度周防大島町一般会計補正予算（第4号）について補足説明をいたします。補正予算議案つづりの1ページをお願いいたします。

今回の補正は、第1条のとおり、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ16万4,000円を減額し、予算の総額を162億270万7,000円とするとともに、第2条により債務負担行為の補正、第3条により地方債の補正を行うものであります。

まず、第2条の債務負担行為の補正について御説明を申し上げます。7ページをお開き願います。

この債務負担行為につきましては、議案第20号から第25号まででお諮りをしております公募による指定管理者の指定につきましては、平成19年度から3年間の指定をすることとしておりますけれども、指定管理料が発生する4カ所の施設の平成19年度から21年度までの指定管理料をそれぞれ債務負担行為により定めるものであります。

8ページをお願いいたします。第3条地方債の補正は、歳入歳出予算の補正に伴い、それぞれの町債について限度額を補正するものであります。

それでは、第1条歳入歳出予算の補正について主なものを、事項別明細書により御説明をいたします。11ページをお開き願います。

まず、歳入についてであります。1款町税1項町民税は、個人町民税を1,619万7,000円減額するものであります。その主な理由は、町民所得の減によるものであります。

11款の分担金及び負担金2項負担金は、私立保育所入所者の増により保育料の増額補正であります。

13款の国庫支出金1項国庫負担金は、私立保育所入所者増に伴う運営費負担金の増額及び国保基盤安定負担金の決定による減額であります。2項の国庫補助金は、入札減により合併市町村補助金を減額するものであります。

14款県支出金1項県負担金は、国保基盤安定負担金、私立保育所運営費負担金の増額であります。

12ページになります。2項の県補助金は、入札減による広域市町村合併支援特別交付金の減額、福祉医療費関係補助金の増額、資源循環型肉用牛経営育成事業補助金20万円の新規計上、港整備交付金事業補助金の減額に伴い、広域水産物供給基盤整備事業補助金の増額が認められたことによる補正が主なものであります。

13ページの3項県委託金は、明年4月の統一地方選挙で執行予定の県議会議員選挙委託金、用地取得事務委託金の新規計上であります。

14ページの15款財産収入356万8,000円の追加は、出井地区の県道拡幅に伴う町有地売却によるものが主なものであります。

17款の繰入金は、財政調整基金を1,993万3,000円取り崩しての財源調整であります。

19款諸収入は、国道437号線改良に伴う仲町ポンプの移転工事を平成19年度に実施することとなりましたので、その補償費3,666万3,000円の減額が主なものであります。

20款の町債は、県事業負担金の確定及び広域水産物供給基盤整備事業と、港整備交付金事業の事業間調整によるものであります。

続いて、歳出について御説明をいたします。17ページをお願いいたします。2款総務費1項総務管理費1目一般管理費では、指定管理者制度導入等により多くの条例等の改正を行った結果、町例規集の追録に要する経費として消耗品400万円の追加計上であります。

6目企画費は、入札減により、男女共同参画プランの印刷製本費を減額しております。

7目支所及び出張所費は、地域要望にこたえるため、工事請負費等を増額補正をしております。

18ページの8目電子計算費、2項徴税费は、入札減等による減額補正であります。

19ページの4項選挙費は、3月30日告示、4月8日執行予定の山口県議会議員選挙にかかわる経費を新規に計上をいたしました。

20ページをお願いいたします。3款民生費1項社会福祉費であります。1目社会福祉総務費は、福祉医療受給対象者の増により、扶助費を1,074万2,000円追加いたしました。

2目障害福祉費では、障害者自立支援法に基づき、障害者福祉計画の実施計画を策定する必要が生じたので、委員報酬等の経費を計上しております。

3目老人福祉費は、老人保護措置費1,182万4,000円の追加計上であります。10月に制度改正が予定されておりましたが、当初予算編成時においては、その内容が未定であったため、経過措置分については計上していませんでしたが、今回経過措置分が確定いたしましたので、それを追加するものであります。

6目の新予防給付計画費は、要支援者のケアプラン作成について、ケアマネージャー1人に対し8件までとの制限が定められましたので、職員で対応することとし、委託料を減額するものであります。

2目の児童福祉費1目児童福祉総務費において、保育所機能強化推進費等の17年度精算分の計上及び安正保育園の延長保育促進事業において、9月まで希望者がなかったため、半年分の減額であります。

22ページになります。3目保育所費は、日良居保育所の保育士が育児休暇のため、臨時職員の賃金を追加計上をしております。

4目の保育所運営費は、私立保育所への入所者増によりまして、運営委託料2,511万8,000円の追加計上であります。

4款の衛生費1項保健衛生費では、本日、議案第18号でお諮りいたします山口県後期高齢者医療広域連合の設立に関し、その設立準備委員会及び広域連合にかかわる負担金225万8,000円の新規計上であります。

2目の清掃費は、ごみ収集車の修繕料の追加、ごみ収集量の増によります収集委託料の追加、入札減による水質検査委託料の減額が主なものであります。

23ページになります。5款農林水産業費1項農業費は、4目畜産業費において、資源循環型肉用牛経営育成事業補助金40万円を新規計上いたしました。畜産農家の経営規模拡大に必要な畜舎を整備する一部を助成するものであります。

24ページの5目農地費は、農地一般管理費において、議案第9号に関連し、平成19年度で実施予定の町営土地改良事業、元気な地域づくり交付金、石小田地区の設計に係る負担金120万円の新規計上、単県農山漁村整備事業において、事業調整による節の組みかえ、経営農業基盤整備事業において、事業確定に伴う負担金の減額が主なものであります。

25ページの3項水産業費では、2目水産業振興費、漁礁設置事業において、事業確定に伴いまして工事請負費を減額、また、26ページの3目漁港管理費においては、漁港施設の維持管理

に要する工事費を150万円追加計上をしております。

4目の漁港建設費では、港整備交付金事業において、日良居地区浮き棧橋の入札減、及び三蒲地区が埋立申請の関係で本年度の事業量が減少したことにより工事請負費を減額し、補助事業の調整協議の結果、広域水産物供給基盤整備事業において相当額の増額が認められましたので、追加補正し、早期完成を図ることとしております。

27ページになります。6款の商工費1項商工費でございます。お大師堂めぐり歩け歩け大会を平成19年度も実施することとし、その準備経費といたしまして20万円を追加計上いたしました。

28ページをお願いいたします。7款の土木費2項道路橋梁費は、道路橋梁維持管理経費といたしまして、工事請負費300万円ほか総額393万円の追加計上であります。

3項の河川費は、国道437号線改良工事に伴い、久賀地区仲町ポンプ場を移転することとし当初予算に計上しておりましたが、工事の進捗状況により、移転工事は平成19年度に実施することとなりましたので、工事請負費を減額し、県との調整により、移転先の用地については補償費を受け、町で購入することとなりましたので、その経費を計上をいたしました。

29ページの8款消防費は、1目常備消防費において、議案第17号によりお諮りする柳井地区広域消防組規約の変更に伴う負担金の本年度追加分の計上が主なものであります。柳井地区広域消防組の構成市町が、合併に伴い1市7町から1市3町へと減少し、合併した市町と合併していない町とで負担金の額が大幅に増減することから、負担額の激変調整のために人口のバランス等を考慮し、均等割、人口割の率を見直すことによるものであります。

9款教育費では、1項教育総務費から32ページの3項中学校費までは、教職員住宅及び各小中学校の修繕費の計上が主なものであります。その主なものは、消防設備点検、電気設備点検での指摘事項への対応をするものであります。

また、33ページの4項になりますけれども、社会教育費、5項保健体育費におきましても、久賀総合センターを初めとして、各施設の修繕費の計上が主なものであります。34ページの12款諸支出金は、各特別会計への繰り出し金の調整により1,257万3,000円の追加計上であります。

以上が、議案第1号平成18年度周防大島町一般会計補正予算(第4号)の概要であります。何とぞ慎重御審議の上、御議決をいただきますようお願い申し上げます。補足説明を終わります。

議長(新山 玄雄君) 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。歳入と歳出分けていたしたいと思いますが、歳入についてまず質疑ありませんか。広田議員。

議員(16番 広田 清晴君) 実際的に歳入歳出分けてやるという質疑形態なんです、一つは

債務負担行為にかかわる分があります。最初にやっておきたいというふうに思いますが、これは将来の歳出ということになります。3カ年の歳出ということになりますが、実際的に今回、先ほど部長の方から、新しく指定管理にかかわる指定管理の金額が発生する分ということで、債務負担金が発生するので債務負担としてやりたいということでもあります。

それで、実際的に、まず根拠について、それぞれ債務負担が発生しますその箇所ごとに、新たな、いわゆるその根拠について補足説明を求めておきたいというふうに思います。これが1点です。

それと、歳入で聞いた方がよろしいかというふうに思いますが、まず1点が、町民の皆さん方の生活実態を反映するものとして、町税の収納具合という部分があるわけなんです、実際的に当初と見込んで、町民の状況はどういうふうに推移しちよるといふふうに見ておられるのか。

税収上は1,619万7,000円の減額ということになっておるが、実際的にどういふふうな状況なのか、どのように見ておるのか聞いておきたいというふうに思います。それが収入の2点目です。

それと、収入の方で聞いておきたいのは、今回、それぞれ負担金、そしてまた、補助金等で、民生費負担金等で実際的には保育園児の増ということになっております。それぞれの保育所ごとにどういふ増の状況なのか、歳入の方で聞いておきたいというふうに思います。

それともう1点、県支出金の中で、実際的に今回、福祉医療ということで、それぞれ民生費県補助金等がふえられております。これは福祉医療のうちの重度心身と母子にかかわる部分という書き方ではありますが、実際的人数的な部分を聞いておきたいというふうに思います。

それと、財産収入、土地売却収入についてですが、主なものはということで報告があったかどうかわかりにくいんですが、場所、これに類する部分としては、外入もしくは沖浦地域があるというふうに思いますが、その確認をしておきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 中野政策企画課長。

政策企画課長（中野 守雄君） お答えいたします。

指定管理料の債務負担行為の根拠ということでございます。まず、この金額につきましては、第1優先交渉権者が提示された金額でございます。これの3カ年ということでございます。

それぞれの根拠につきまして説明いたしますと、まず、久賀の歴史民俗資料館等でございます。この根拠につきましては、職員人件費あるいは通常管理費に見込める利用料収入を引きまして算出しております。この算出した金額につきまして、第1交渉権者はこの同額を提示してきております。

日本ハワイ移民資料館につきましては、過去の実績、いわゆる過去委託料をやっていたわけですが、それに基づいて18年度の指定管理料を算出しているわけですが、今回はそれに若干減額

して、企業努力を求めて提示しております。で、この金額は、優先交渉権者が提示した同額でございます。

次に、片添の関係でございます。これも3カ年の収支等の実績で18年度の指定管理料を設定しております。これに若干企業努力を求めた金額でございますが、片添についても優先交渉権者は同額を提示されたということでございます。

次に、陸奥の関係でございます。これにつきましては、過去の赤字実績を平均しまして、それに対しまして若干の企業努力を求めました。この優先交渉権者の提示は、それよりも30万円減ということで提示をいただきまして、その3カ年分ということで、それぞれの負担行為といいますが、3カ年の指定管理料を決めたということでございます。

以上でございます。

議長（新山 玄雄君） 橋本税務課長。

税務課長（橋本 澄夫君） 町税につきましては、国保税も同じ理由でございますけれども、当初見込みました均等割、平等割、人数につきましても、その他の所得と申しますか、年金につきましては約1,000人の増がございました。したがって、納税義務者につきましては1,000人の増加がございましたけれども、激変緩和措置がとられておること、または、他の所得につきましては、例えば給与、営業農業、他の所得につきましては、全般にやっぱり課税標準であります所得が減っております。

したがって、普通徴収におきまして780万円、特別徴収につきまして800万円の減額補正をさしていただいております。

以上でございます。

議長（新山 玄雄君） 馬野健康福祉部長。

健康福祉部長（馬野 正文君） 11ページの私立保育所負担金の増加の人数であります。保育園ごとはちょっと省略させていただきますが、全体で月当たり、当初が341人、これが372人ということで、31人の増加によるものであります。

次に、12ページにあります福祉医療費につきましては、受給者の増加を申し上げますと、重度障害者の一般が、277人が323人、重度障害者の老人が、763人が723人と、これは減少しておりますが、医療費については増加をしております。母子につきましては149人が255人、乳幼児の単独分につきましても231人が237人というふうに増額となっております。

議長（新山 玄雄君） 奈良元財政課長。

財政課長（奈良元正昭君） 財産収入の当初の売却収入の関係ですけれども、当初予算700万円で計上して、このたび341万円追加計上させていただきましたけれども、そのまず1点大き

な今回補正の理由といたしまして、大字出井地区の県道拡幅に伴いまして、町が今実施しております農業集落排水事業の処理場の用地、これが県道拡幅用地として県の方に売却いたしました。これが大きなものでございます。

それに加えて、当初700万円ということで1件町有地を売却を、大字外入ですけれども、これを予定しておりましたが、これは一般競争入札の結果800万円ということでの売却ができました。そこらあたりの追加分と合わせまして341万円の追加計上ということでございます。議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） まず、債務負担行為の発生について再質問しますが、それぞれ企業努力、もしくは今までの職員の実態と同額という格好でいきますという応募者側からのいわゆる考え方が出されたということではありますが、これは次の議案にかかわるんでちょっと触れておきたいと思うんですが、今度はこの決定の範囲でやるわけですから、この決定の範囲、例えば指定管理料3,750万円、例えば具体的に言えば、久賀の歴史民俗資料館という格好で、一例を言えば、例えばそういう格好で指定管理料が発生すると。

今までは、それぞれ町との契約だったが、今度は指定管理料の範囲内で、いわゆる今度は指定管理者がすべてを賄うという発想になるわけ。そうすると、一定の人件費等についていわゆるどこまで保障するのかという考え方、その3年間において。例えば、今、8人なら8人という言い方で仮にはじくとすれば、その8人については、いわゆるその3年間については保障するという考え方でいいのか。それとも、あくまで指定管理者の判断で、職員人件費のはじき方としてはいわゆる切り下げていくことも可能という格好になるのか。

言うなれば、その指定管理料の中でやるとすれば、より利益を発生させようとするれば、そのときの指定管理者が、いわゆるのはじき方は自由と、いわゆる契約上はそういう合せ方をしたとしても、それが一たん、もう既に出発し出すと、実際的には、その指定管理者の判断ですべてできるということになれば、実際的には、本来の目的からしたら損なわれる要素も発生する部分があると、そういう点はどのように解釈しているのか、ちょっと聞いておきたいというふうに思います。

といいますのが、あくまで指定管理者がすべてをいわゆる管理するということになれば、そこのはじきについては、いわゆる3年間で運用は自由ですから、実際的にはどういう使い方してもええという格好になればどうなるのかと、いわゆる影響についてはどういうふうに見ておるのか、ちょっと再質問の中で聞いちゃきたいというふうに思います。

それともう一つは、今回の補正で、軽減対策分の補正がありました。国保にかかわる軽減対策分、今回の補正額からすれば、かなり2割近い補正ということになるんじゃないかなと思うんですが、今の時点での考え方について聞いちゃきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 村田総務部長。

総務部長（村田 雅典君） 指定管理者の中の経費の中で人件費云々というお話でございました。これにつきましては、当然ここに書いてあります限度額の中で指定管理を指定をされたいいわゆる団体等が運用をされるわけでございますので、私どもがどうのこうのといった範疇ではないと思いますが、仮に人件費を例にとれば、最低賃金とかもろもろの絡みがございますので、当然それはクリアするべきものだろうというふうに理解しております。

それから、もう1点、目的が損なわれるんじゃないかと、経費を落とす関係上目的が損なわれるんじゃないかということでございますが、このそれぞれの施設について、どういった形で町として指定管理をお願いしたいということで、それに対してそれぞれの指定管理を受けようとする者については、こういった形で運用しますよという計画が出ておるわけでございます。

それらを仮に契約後に逸脱したと、あるいはそういった行いが見られるということにつきましては、町の方から指導監督というような形での介入という立場でいけると思っております。したがって、それぞれの施設については、当初の目的から逸脱するものではないというふうに理解をいたします。

議長（新山 玄雄君） 馬野健康福祉部長。

健康福祉部長（馬野 正文君） 質問は、国保負担軽減対策補助金の件だと思っておりますが、これは福祉医療にかかわることということで、これは県の方から2分の1をいただくわけですが、これは申請によりまして確定をしたということで歳入が減額になったということでありまして。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 今の国保軽減対策の部分は、いわゆる基本的には福祉医療にかかわる部分という今答弁があったんですが、軽減対策、いわゆる今7割、5割、2割、昔6割、4割という部分とはまた違うという考え方でよろしいのですか。

議長（新山 玄雄君） 馬野健康福祉部長。

健康福祉部長（馬野 正文君） 国保の7割、5割、2割軽減、それにつきましては、国保基盤安定負担金という項で入ってくるようになっております。

議長（新山 玄雄君） 歳入については、ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） それでは、歳出に移ります。質疑はございませんか。小田議員。

議員（23番 小田 貞利君） 22ページの保育所運営費の部分と、26ページ、漁港管理費、漁港建設費のこと、もう少し詳しい説明をお願いします。

議長（新山 玄雄君） 馬野健康福祉部長。

健康福祉部長（馬野 正文君） 22ページの保育所運営費であります。これは、先ほども歳

入のところでありますように、入所者の増によりまして運営費が膨らんできたということですが、この運営につきましては、措置費ということで、1人に対して幾らという金額が決まっておりますので、当然入所者がふえれば増加するということになるかと思います。

議長（新山 玄雄君） 岡村産業建設部長。

産業建設部長（岡村 春雄君） お答えいたします。

26ページになりますが、漁港管理費と漁港建設費の詳しい説明ということでございますが、まず、漁港管理費、工事請負費が150万円の増額でございますが、これは前島防波堤のかさ上げ工事を予定しております。それと、漁港建設費、広域水産物供給基盤整備事業、これが4,916万5,000円の増額であります。それと、港整備交付金事業、これが反対に4,962万8,000円の減額でございます。

港整備交付金事業につきましては、平成18年度の事業費が2億4,358万8,000円でございます。三蒲地区と和田地区、日良居地区を実施いたします。三蒲地区におきましては、埋立申請の関係で影響のない範囲での工事しかできないということで、これは予定を減額いたします。和田地区につきましても同じく埋立申請の関係で、これは当初ちょっと抑えておりましたので増額をいたします。

日良居地区、これは日本通運でございますが、先般入札をいたしまして減額がありましたので、その分減額をいたします。合計で4,962万8,000円の減額となるわけでございます。

これにつきましては補足説明をいたしましたが、補助事業の調整協議の結果、港整備交付金事業の減額相当額、これを広域水産物供給基盤整備事業において増額するということが認められました。広域水産物事業でございますが、当初、事業費が2億2,389万4,000円で御議決をいただいておりますが、これを4,916万5,000円の増額とするものでございます。

この広域につきましては、白木地区と油田地区で実施をしております。油田地区につきましては、事業調整ということにいたしますが、特にこの増額分につきましては、白木地区を増額で工事を行う予定にしております。

以上でございます。

議長（新山 玄雄君） 小田議員。いいですか。ほかに質疑はありませんか。浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） 28ページの河川管理費のところで伺いますが、先ほどの説明では国道437、改良事業そのものがおくれるという理由でしたが、なぜおくれるのかという理由です。それをお願いします。

議長（新山 玄雄君） 岡村産業建設部長。

産業建設部長（岡村 春雄君） お答えいたします。

28ページの河川施設の管理経費、これは議員御承知のとおり、久賀地区の一般国道道路改良

工事に伴う先行して行う仲町の排水ポンプ室の工事でございます。おけると申しましたが、これは道路改良工事の工期が予定よりおけるわけではないんですが、平成18年度当初予算で、この仲町ポンプの御議決をいただいております当初予算の事業費が7,893万2,000円でございます。

このうち歳入、県からの補償額でございますが、5,198万5,000円ということでございますが、このうちの大部分になります、7,721万3,000円が工事費で組んでおりました。

これが平成17年度の補正で認めていただきまして実施をいたしました実施設計書によりまして、18年度になりましてこの工事費を積算いたしました。そうしますと、工事費が約1億2,000万円かかるということになりました。7,700万円程度が1億2,000万円ということで、これは余りにも差があるということで、県の方にもまた補償額の再検討をお願いしたところでございます。

そうしますと、平成18年度以降の全体事業費、これが約1億3,600万円、そのうちこの県からの補償でございますが、当初一般補償で見ていただいたところを公共補償に切りかえてもらって、約9,480万円ということで提示をされております。ただし、これには用地費の約1,100万円を含んでおります。

初めに用地費を、当初予算では用地費が入っていませんでしたが、これが入るということは、当初は三者契約で県が支払いをする予定でございました。ただ、県との協議の結果、この補償額に全部含めるということで、町の方が支払いをするようになったわけでございます。

工事費を今回すべて落として、来年度に回すという理由でございますが、県が当初の一般補償、今回の公共補償として補償額算定の見直しの提示をしてきたのが10月末でございました。

それともう1点、公共補償ということで、工事費の設計額と落札額に差金が生じた場合には、だから入札減があった場合には精算しなければならないということになっております。そういたしますと、18年度の発注というのが今からの工程では難しいということで、今回は用地費、それと、工作物等の補償費、それに伴う測量登記の業務委託を計上いたしまして、工事費等は来年度に計上する予定でございますので、御理解をお願いいたします。

議長（新山 玄雄君） 浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） じゃ、道路の改良事業というか、改良そのものがおけるといってわけじゃないということですね。 わかりました。

議長（新山 玄雄君） 岡村産業建設部長。

産業建設部長（岡村 春雄君） 国道437号の改良工事の予定でございますが、工事期間が平成19年の7月から平成20年の4月、交通どめにつきましては、平成19年の8月から20年の1月までということをお初から聞いておりますし、それは現時点では変更はございません。

議員（6番 浜戸 信充君） 了解。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） まず1点が、総務費のうちの支所及び出張所経費、工事請負費300万円という部分であります。これは当然今から町道、河川、そして赤線にかかわる町民要望にこたえる部分という格好でよろしいか確認しよきたいというふうに思います。

それと、次に、新予防給付計画書についてであります。先ほど補足説明を聞いておりますと、いわゆる介護保険法の変更に伴いということ、基本的には改めて町職員部分でやる部分は落ちるという考え方というふうに聞いておるんですが、大体その町民の要求にこたえるため何件分ぐらい、何人分というふうに答えの方がいいんかわかりませんが、何人分ぐらいという考え方なのか聞いておきたいというふうに思います。

それともう1点は、延長保育について補足説明があったわけですが、これは先ほど、いわゆる要望がなかったということでありましたが、体制はあったが要望はなかったという考え方なのかどうなのか聞いておきたい。いわゆる要望を出そうにも体制がとりにくいという場合もあるし、いろいろあるというふうに思いますので、改めて確認をしておきたいというふうに思います。

それと、畜産業費についてであります。これは、補助要綱は、県の補助要綱にのっとり支出する部分という考え方でよいのか。例えば、今回県と町とで20万20万円で肉用牛経営育成事業補助金という支出形態がとられております。これは、言うなれば、どこの地域、どういういわゆる具体的な中身があります。

例えば何々をつくとかいう格好で出るというふうに思いますが、工事費の何%というとりえ方があるのか、全体事業費の何%という格好で、今回具体的にどういうものを計画して補助金を支出しようとするのか聞いておきたいというふうに思います。

それともう1点、水産振興で、合併漁協経営安定資金利子補給金、今までは近代化資金の利子補給というのがあったわけですが、それとは別個に新たに例えば、合併ですから、例えば合併するときに借り入れを起こし、実際的にはそれに対する利子補給という形になるかと思うんですが、それは、仮に出資金に対する利子なら、いわゆる出資金のための借入金総額は幾らになるのか、何件ぐらいあるのか。

これはずっと、利子補給ですから、どういった形態でやっていくのか、例えば、これは新たな部分じゃないかと思しますので、聞いておきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 答弁をお願いします。山本大島総合支所長。

大島総合支所長（山本 治君） 17ページの大島総合支所工事請負費300万円についてでございますが、道路とか水路の維持補修を主体といたしまして、地域性を考え、全体的には15から20カ所程度を予定をいたしております。

以上でございます。

議長（新山 玄雄君） 馬野健康福祉部長。

健康福祉部長（馬野 正文君） 21ページの新予防給付計画事業につきましてですが、要支援認定者のケアプラン作成につきましては、当初ではすべて居宅介護支援事業所へ委託をしようと思っております、その件数が3,074件であります。

10月からケアプランの作成が、専門員1人当たり8件というふうに限度が定められましたので、それを超える部分につきましては包括支援センターで実施をしなければならないということで、全体の包括支援センターでケアプランを作成する件数が1,974件ということになります。

次に、同じページの延長保育促進事業補助金ですが、これは安正保育園での延長保育につきましては、体制はとれておりますが、要望がなかったということで、10月から要望が出たので実施をするということであります。

議長（新山 玄雄君） 岡村産業建設部長。

産業建設部長（岡村 春雄君） お答えをいたします。

23ページの畜産振興事業でございますが、これはどの地区かということでございますが、土居地区で1件でございます。肉用牛を2頭ほど購入しております。これにつきまして、畜舎、飼料貯蔵庫の新增改築、使用管理機器等の整備に対する補助金でございます。負担割合ということでございましたが、県が4分の1、町が4分の1、営農集落等が2分の1となっております。

それと、25ページの合併漁協漁家経営安定資金利子補給金69万4,000円の増額でございますが、これは当初、合併をしていないところも含めたもので借り入れがどれくらいあるかという最大限を見ておりましたが、そのパーセントを少し上回ったということで、借り入れの実績によるものでございまして、この数量につきましては現在手元にございませんが、必要でありましたら、後日県の方に問い合わせをいたしまして、またお示しをしたいと思っております。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 次に、広域消防体制について今回負担金増が出ております。これは調整ということで、実際的には休憩所では、いわゆる3カ年暫定措置みたいなことで、3年後にこういう格好でいくんだという中で、いわゆる合併しなかった自治体を一定、例えば負担が重過ぎるので、今回人口割をふやすことによって、言うなれば負担割合を、一方は下げて、一方は負担増ということでいこうじゃないかという状況下で、こういう議案が、後から議案は出てきますが、補正であられたということですが。

実際的に周防大島町として3カ年で、今回200万円ちょっとなんですけど、実際的に、これは条例の方で聞いた方が正しいかどうかかわからんですが、実際的にはどういう、いわゆる一方では3カ年で持ち分変更はそんなにないよという議論もありますので、若干聞いておきたいかなとい

うふうに思います。それが1件です。

それと、この合併漁協に関する部分については、合併漁協に対する出資金に対するいわゆる利子補給という考え方なんです、実際的には、例えば県全体の中で何件あると、それに対する負担割合ではなしに、私は、こういう利子補給の場合は、各町内の中で、いわゆる今回新たに合併漁協に入っていった組合員さんが何人おられて、その出資金の借入れに対して利子補給、例えば県が何%、町が何%、本人が何%という考え方というふうに思いよったわけです。

それで、もし実際的に今回の利子補給制度について、もう少しちょっと、今回議案に出た中でちょっと補足説明を求めておきたいというふうに思うんです。例えば、町内でいわゆるどのぐらい組合員さんが新たに合併漁協に入られて、その借入金額はこのぐらいで、利子補給システムはこういうシステムになりますという格好でないと、ちょっとわかりにくいんで、わかる範疇でちょっと再答弁を求めておきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 村田総務部長。

総務部長（村田 雅典君） 御質問の内容につきましては、議案第17号の方がふさわしいんじゃないかなと思っておりますが、単純に今回、周防大島町の場合は調整した関係上で250万円の増ということでございます。

ただし、これは国勢調査、平成12年の国勢調査を基準にしてはじいておりますので、19年度、来年度以降につきましては、平成17年度に実施をいたしました国勢調査の数字が人口割の方にはね返ってくるであろうというふうに思っております。

私が試しに試算といいますが、それをしたところによりますと、ことしは250万円でありまして、じゃ来年そのまままた250万円動くんかということになります、来年はむしろこの18年度当初と比較しますと456万円ばかり下がります。単純に250万円の倍ではないということですが、多少下がります。

しかし、柳井広域圏管内の人口も国勢調査で減ってきておりますので、これもまた率を変更することによって、周防大島町が下がってくるという確約はできないような状況であります。今の段階で、19年度10%と90%の負担割合にした場合には456万円ばかりは18年の当初よりは下がるという試算ではございます。

議長（新山 玄雄君） 岡村産業建設部長。

産業建設部長（岡村 春雄君） 合併漁協利子補給金の制度、それとまた、加入の組合員数等々の数値につきましては、後刻調査をいたしまして、わかる範囲でまたお知らせをいたします。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

ないようでありますので、質疑を終結します。

討論・採決は最終日といたします。

暫時休憩をいたします。11時まで休憩です。

午前10時50分休憩

.....
午前11時00分再開

議長（新山 玄雄君） それでは、再開をいたします。

日程第8．議案第2号

日程第9．議案第3号

日程第10．議案第4号

日程第11．議案第5号

日程第12．議案第6号

日程第13．議案第7号

議長（新山 玄雄君） 日程第8、議案第2号平成18年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）から日程第13、議案第7号平成18年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第2号）までの6議案を一括上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。馬野健康福祉部長。

健康福祉部長（馬野 正文君） それでは、私からは議案第2号と議案第3号につきまして補足説明を行います。予算書35ページをお願いいたします。

議案第2号平成18年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）であります。今回の補正の主なものは、歳入において保険税の減額、歳出においては退職者医療費の支出増が見込まれることから、不足分について予備費で財源調整を行うものであります。本文で、既定の歳入歳出予算の総額に11万9,000円を追加し、総額を36億1,620万8,000円とするものであります。

それでは、事項別明細書41ページをお願いいたします。歳入であります。1款の国民健康保険税では、基準総所得などの変動により、調定額と収入実績を踏まえ、一般被保険者で3,804万1,000円を減額し、退職被保険者で654万1,000円を増額いたします。

4款の療養給付費等交付金では、退職被保険者の療養給付費の増加により、545万6,000円を増額いたします。

8款の繰入金、1項の他会計繰入金では2,616万3,000円を増額いたします。これは一般会計からの繰入金で、保険基盤安定繰入金の保険税軽減分を2,901万4,000円の増額、

保険者支援分を141万4,000円の減額、その他一般会計繰入金で国保負担軽減対策を143万7,000円減額いたします。

次に、43ページをお願いいたします。歳出であります。2款の保険給付費、1項の療養諸費では、現在までの療養給付費を勘案し、退職被保険者等療養給付費を5,000万円増額いたします。

1目の一般被保険者療養給付費、4目の退職被保険者等療養費は、財源組み替えであります。

2項の高額療養費、44ページにあります3款の老人保健拠出金も財源組み替えであります。

10款の予備費では4,988万1,000円を減額し、財源調整を行っております。

以上が、平成18年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)の説明であります。

次に、予算書の45ページをお願いいたします。議案第3号平成18年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)につきまして補足説明を行います。

今回の補正の主なものは、介護及び予防給付区分の変更に伴い所要の補正を行うものであります。

それでは、本文で第1条に定めるとおり、予算の総額に変更はありません。

事項別明細書51ページをお願いいたします。歳入については変更がありませんので、歳出について説明をいたします。

2款の保険給付費、1項のサービス諸費では、給付区分の変更に伴い、介護予防サービス費、そのサービスから介護サービスへの組み替え並びに現在までの給付費の実績も推計し、介護サービス等給付費を1億472万9,000円の増額、介護予防サービス等給付費を1億469万7,000円減額いたします。

52ページになります。4項の特定入所者サービス費3万2,000円の減額も、給付区分の変更に伴うものであります。

5款の地域支援事業は、包括支援センター職員の研修参加費用の計上であります。

以上で、平成18年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)の補足説明を終わります。

議長(新山 玄雄君) 村田環境生活部長。

環境生活部長(村田 章文君) それでは、議案第4号平成18年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)から議案第6号平成18年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)までについて補足説明を行います。

補正予算議案つづりの55ページをお願いいたします。まず、議案第4号平成18年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)について御説明いたします。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算に280万9,000円を追加し、予算の総額を10億9,728万4,000円とするものでございます。

次に、61ページをお願いいたします。歳入につきましては、一般会計から280万9,000円を繰り入れての財源調整でございます。

次に、62ページの歳出の1款簡易水道費1項事務費では、消費税につきまして当初2,100万円を予定しておりましたが、申告により1,700万円となりましたので、400万円を減額するものでございます。

2項事業費1目維持管理費において漏水等の修繕に対応するための修繕費を900万円追加し、委託料では水質検査の入札減により504万円を減額し、大島第3配水池漏水補修の設計事務委託料として284万9,000円を追加いたしております。

次に、議案第5号平成18年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算(第3号)についてであります。63ページをお願いいたします。

今回の補正は、第1条に定めますとおり、既定の歳入歳出予算の総額に189万3,000円を追加し、予算の総額を4億8,490万2,000円とするものでございます。69ページをお願いいたします。

歳入につきましては、一般会計から189万3,000円の繰り入れを受けての財源調整でございます。

次に、70ページでございますが、歳出につきましては、1款公共下水費1項事務費において、下水関係使用料について検討を行うための下水道使用料検討協議会を立ち上げることとし、その委員報酬及び費用弁償を計上いたしました。

2項事業費1目維持管理費においては、片添浄化センターの処理水再利用システムに不具合が生じ、その補修を行うより、処理水の再利用を中止し水道水で対応をする方が、長期的な観点から安価であることが判明いたしましたので、これに対応するための光熱水費、工事請負費等を計上いたしました。

議案第6号は、平成18年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)であります。71ページになります。

今回の補正は、第1条のとおり、既定の歳入歳出予算の総額から34万7,000円を減額し、予算の総額を5億3,521万円とするものでございます。

77ページ、歳入でございますが、2款使用料及び手数料において、日良居地区の利用増により使用料を100万円追加をいたしました。

4款繰入金は、一般会計からの繰入金を1,855万2,000円減額しております。

5款諸収入は、申告により消費税還付金が1,820万5,000円と見込めますので、これを

追加するものであります。

次、78ページの歳出についてでございますが、1款農業集落排水費2項事業費1目維持管理費において、日良居地区の処理量の増に伴う余剰汚泥引取手数料の追加、また、和田地区の供用開始が予定よりおくれたことによります施設の維持管理業務委託料の減額及び入札減による水質検査委託料の減額が主なものでございます。

以上が、議案第4号から議案第6号までについての説明でございます。

議長（新山 玄雄君） 村田総務部長。

総務部長（村田 雅典君） それでは、議案第7号平成18年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第2号）について補足説明をいたします。

補正予算つづりの79ページをお願いいたします。今回の補正は、第1条のとおり、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ26万円を追加し、歳入歳出予算の総額を8,578万6,000円とするものであります。86ページをお願いいたします。

歳出の前島航路運航費において雇用した臨時船員が、船員保険等への加入対象者となりましたので、これの負担金として26万円を計上するものであり、その財源として一般会計から26万円を繰り入れるものであります。

以上が、議案第7号平成18年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第2号）の概要であります。何とぞ慎重御審議の上、御議決いただきますようお願い申し上げまして、補足説明を終わります。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。議案第2号平成18年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について質疑はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 先ほど、言い間違えたかもわからんのですが、実際的に保険基盤安定事業繰入金、いわゆる軽減負担分という私は解釈で言いよったと思うんですが、実際的に、ここでいう部分については、当初見込みより変化が起こったという部分で、ここに出ておる保険基盤安定事業繰入金、いわゆる保険税軽減分ですよね、これはあくまで国庫負担 県負担、国庫、国等で見えた、6割4 旧来なら6割4割、現在なら7割5割2割という部分に関する部分じゃないんか。

ほで、この部分は、実際的には、当初、一定の見込みを持って組み立てますよね、軽減負担として。例えば、今年度は何人ぐらいおられる、7割軽減が何人ぐらい、5割軽減が何人ぐらい、2割軽減が何割ぐらいという格好で人員定数で見られて、実際的には予算を組まれるという部分ではないと思うんですよ。

そういう中で、先ほど質問したんですが、実際的にはかなりの、いわゆる全体で見れば2割ぐ

らの見込み違いがあるのではないかというふうに見とるんですが、その部分で、私の勘違いがあれば、ちょっと再答弁を求めておきたいというふうに思います。

また、最近、軽減対策プラス金の入り方として、実際的には国から県、県から町移行、そしてまた、県から独自に軽減対策として入る部分、そして、交付税に入ってくる部分というすごい複雑な入り方が入っております。

私ら見ても、非常にわかりにくいという入り方が出とるみたいですね、実際的には、この2列目である保険者支援分については県分、それで、国庫軽減対策分については、当然県分という格好で、ちょっと確認しておきたいと思いますので、答弁を求めておきたいというふうに思います。
議長（新山 玄雄君） 橋本税務課長。

税務課長（橋本 澄夫君） 18年度の軽減措置につきましては、国保で7割につきましては3,905世帯、5,172人、5割につきましては355世帯、869人、2割につきましては706世帯、1,340人、合計いたしますと4,966世帯、7,381人、1億6,900万、約なっております。

それで、当初予算におきまして、保険基盤の安定事業のこれは保険で軽減分として1億2,932万円組んでおりますが、これがこの先ほどのこの前のヒアリングにおきまして1億5,833万4,000円と決定しました、その差額でございます。保険軽減分につきましては、一般被保険者の属する世帯の保険料の軽減分をすべて補助ということになっております。

その下の保険者支援分ということにつきましては、1人当たりの平均収入額掛ける軽減世帯の一般保険者数掛ける7号2割の町村におきましては0.12%ということになっております。これも、先ほど、当初には2,950万円ということで決定額の差額1,141万4,000円の補正ということになっております。

補助の関係につきましては、市町村が4分の1負担、都道府県4分の3ということになっております。

以上でございます。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

次に移ります。議案第3号平成18年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

議案第4号平成18年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について、質疑

はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

議案第5号平成18年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

議案第6号平成18年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

議案第7号平成18年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第2号）について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第2号平成18年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）から、議案第7号平成18年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第2号）までの質疑を終結します。

討論、採決は最終日といたします。

日程第14．議案第8号

議長（新山 玄雄君） 日程第14、議案第8号平成18年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算（第1号）についてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。川田企業管理者。

公営企業管理者（川田 昌満君） 議案第8号平成18年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算（第1号）について、補足説明を申し上げます。

お手元の平成18年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算書をお開きいただきたいと思います。

この予算は、9月末までの業務量及び事業収支の実績に基づきまして推計し補正したものであります。

第1条は、総則であります。

第2条は、業務の予定量を補正するもので、病院の入院患者数を111人減じて8万4,309人、

外来患者数を8,583人加えて13万5,553人とし、介護老人保健施設の入所者数を461人減じて4万47人、通所者数を563人減じて4,081人を見込んでおります。したがって、患者数を診療日数で除した1日平均患者数も増減しております。

次に、学生数ですが、1学年を2人加えて40人とし、合計で117人を見込んでおります。

次の主要な建設改良事業は、大島病院新築に伴う土地取得費用として8,410万5,000円増額し、合計で5億8,388万5,000円とするものであります。

次に、第3条は、収益的収入及び支出について補正するもので、収入を2億1,323万3,000円減額し、41億1,367万4,000円とし、支出を1億3,367万5,000円減額し、41億2,871万9,000円とするものであります。

次に、第4条は、資本的収入及び支出について補正するもので、支出を8,738万円増額し、110億4,322万2,000円とするものであります。

次に、第5条は、議会の議決を得なければ流用することのできない経費について補正するもので、給与費を6,649万円減額し、21億8,899万1,000円とするものであります。

次に、第6条は、棚卸資産購入限度額について補正するもので、5,261万4,000円減額し、7億1,671万3,000円とするものであります。

次に、第7条は、重要な資産の取得及び処分について補正するもので、取得する資産として第2条の主要な建設改良事業で御説明申し上げましたが、大島病院新築用地を計上したものであります。附属資料といたしまして、予算実施計画、資金計画、給与費明細書、予定貸借対象表を添付してございます。

なお、当年度純損失は、23ページの平成18年度周防大島町公営企業局事業予定貸借対照表のとおり、5,309万7,000円を見込むものでございます。

以上で、議案第8号の平成18年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算（第1号）の補足説明を終わります。どうかよろしく御審議いただき、御議決を賜りますようお願い申し上げます。議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） まず一点は、実施的な事業収入等についての質問ですが、実際に患者数の減というあらわれ方をしちよるわけなんですけど、これは、医師の医師数の変動に伴うもの、どういう見方をしとるのか聞いておきたいというふうに思います、これが一点です。

それと、2点目として、今回、用地取得が724.67平米ということでありまして、金額的には、8,000万円を超える金額であろうというふうに思いますが、実際的に土地及び上物補償について、どういう見方をしておるのか聞いておきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 河村企業局総務部長。

公営企業局総務部長（河村 常和君） 1点目の医師数の変動による収入による減かという御質問でございますが、各病院ごとに違いますので、まず、東和病院の場合、外科医の減少ということで、収入単価、その他が収入単価は、東和病院の場合は上がっておりますけれど、医師数の減による減ということです。

たちばな病院につきましては、保険点数改正の中で、看護師の看護基準が1ランク落ちるといふ状況に陥りました、点数改正によりまして、そのことによつての医療費収入の減。

大島病院におきましては、3月末による内科医師の突然の退職ということで、これの補充ができなかったための診療高の減収、ちなみに、この内科医の前年度の医療収入の売上高は1億4,000円程度というふうに御理解いただけたらと思っております。

次の2点目の平米数、その他の取得部分ですが、5ページの724.67平米、この近隣の平成16年度の県土木さんの土地購入費が、平米当たり3万2,200円とお聞きしてありまして、これを不動産鑑定士さんに鑑定依頼をして出した金額が、およそ2,300。それから、上にあります家屋等を設計事務所さん等によつて評価いただけた額が残りの残額というふうになってございます。

以上でございます。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） ちょっと、今の項で再質問しちよきたいんですが、実際的に上物補償について、建物補償の場合が、私はずっと鉄筋と木造、これについては、実際的な残期間っていうあれはおかしいんですが、実際的には、減価償却の期間においては、私は鉄筋の方が多いんじゃないかなと、長いという通常、頭の中で考えちよったんですが、実際的に鉄筋と木造の場合に、実際、今、現状はどうなつちよるんかちよのが1点、ちょっと疑念がありますので、再答弁を求めたいというふうに思います。

それと、もう一点は、今回も看護師等の実際的な減少という部分、看護師さんね、病院においての看護師さんの減少ということがありますが、一般職の場合は、条例等に伴い、実際的には何人という格好になつちよるわけですね。

それで、前回も聞いたと思うんですが、看護師さんの場合は、いわゆる基準があつて、それに伴い配置という基本的な考えたんですね。こういうふうに今回、変動になりますよね。そうすると、実際的には、また基準点よりは下がるという状況じゃないんかというふうに思いますが、実際的に今、病院において、どういう状況なのか、訊いておきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 河村企業局総務部長。

公営企業局総務部長（河村 常和君） 御質問の第1点目の木造と鉄筋の場合という御質問でございますが、鉄筋コンクリート、私たちの病院、今、39年での償却というふうになってござい

ますが、木造の場合、これが70年と長いというふうに設計事務所さんの方から言われました。

それで、なおかつ、こちらの建物は、まだ経過年数が半分ぐらいしかたっていないので、残額が長いので、残額補償という部分も大きくなるというふうに見積もりをいただいているところでございます。

2点目の看護師につきましては、現状としては、高規格の看護師の労働力をより軽くしようということで、7対1という看護まで引き上がってきております。昔でいいます、1.5対1という看護でございますが、これによって、看護師の労働力を軽くし、勤務体制もいよいよ環境改善をしようというのが、高規格の病院さんの状況ではございますけど、当病院には高齢者が多く、また、在院日数のしばりといひまして、15日以内で返さないと、この保険点数の請求が、もうできないというような状況でございますので、当地区では、在院日数を縮めることが大変難しゅうございますので、今のやっている看護基準の前後で、在院日数と見ながら、やっていくという状況しかできません。

たちばな病院につきまして、上位看護がとれておりましたのは、眼科医師による白内障手術等で在院日数を短くするということできておりましたので、こちらの病院では、これをとることは可能だったのではございますが、昨今の看護師不足で、これの補充も、ままたまならない状況ではございました。

以上でございます。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

討論、採決は最終日といたします。

日程第15・議案第9号

議長（新山 玄雄君） 日程第15、議案第9号平成19年度町営土地改良事業の実施についてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。椎木助役。

助役（椎木 巧君） 議案第9号平成19年度の町営土地改良事業の実施につきまして、補足説明を申し上げます。

本案は、土地改良法第96条の2第2項の規定によりまして、19年度の町営土地改良事業の実施につきまして、議会の議決を求めるものでございます。

事業名は、元気な地域づくり交付金基盤整備促進事業でございまして、石小田地区の排水機場の整備事業でございまして。

参考資料もついておりますので、参考にいただきまして、慎重なる御審議をいただき、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第9号平成19年度町営土地改良事業の実施について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

・ ・

日程第16．議案第10号

日程第17．議案第11号

議長（新山 玄雄君） 日程第16、議案第10号あらたに生じた土地の確認についてから、日程第17、議案第11号字の区域の変更についてまでの2議案を一括上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。議案第10号、議案第11号。椎木助役。

助役（椎木 巧君） 済みません。議案第10号、11号の補足説明を申し上げます。

議案第10号、議案第11号につきましては、あらたに生じた土地の確認につきまして、字の区域の変更につきましての議案でございます。

本案は、山口県が海岸浸食に対する事業によりまして、周防大島町大字久賀地先で埋め立てられました土地で、平成18年10月30日付、指令第平18年港第374号による、公有水面埋立法の規定に基づきまして、竣工に生かされたものでございます。

地方自治法第9条の5第1項の規定に基づきまして、町議会の議決を求めるものでございます。

次に、11号の字の区域の変更についてでございますが、議案第10号で説明をいたしました土地の字の区域の編入につきまして、同じく地方自治法の規定に基づきまして、議会の議決をお願いするものでございます。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。議案第10号、質

疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

議案第 11 号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論、採決に入ります。議案第 10 号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第 10 号あらたに生じた土地の確認について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第 11 号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第 11 号字の区域の変更について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

・ ・

日程第 18 . 議案第 12 号

議長（新山 玄雄君） 日程第 18、議案第 12 号周防大島町固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正についてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。椎木助役。

助役（椎木 巧君） 議案第 12 号周防大島町固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正につきまして、補足説明を申し上げます。

本案は、周防大島町内における地区公民館、集会所、消防施設、並びにその他公益的に活用する施設と町長が認めるものにつきまして、地方税法第 6 条第 1 項の規定により、課税を不適当とし、課税免除とするものでございます。

課税免除につきまして、少し説明をさせていただきますと、地方税法第 6 条第 1 項におきまして、地方公共団体は、公益上、その他の理由で課税を不適当とする場合においては、課税をしな

いことができるとされております。

これは、条例をもって課税を除外するものでありまして、法の規定による非課税と並ぶ条例による非課税措置でございます。課税しないことが、直接公益を増進するという公益上の理由によるものでございます。

当該施設の合併前の旧4町における課税の取り扱いにつきましては、各施設が地方税法第348条の非課税要件に該当しないことから、まあ法律には該当しないということですから、同法第367条にする減免規定によって無償で貸与されており、かつ公益的に活用されているという条件で、減免申請により減免扱いとしてまいりました。

しかし、毎年の減免申請事務につきまして、事務上の手続が煩雑であることから、自治会長等から手続の簡略化につきまして強い要請があるところでございます。今回の条例改正は、町内に所在する当該施設について、地方税法等を遵守しつつ、減免申請から課税免除申請への取り扱いの統一、並びに納税者の負担軽減を図るために改正しようとするものでございます。

具体的に申し上げますと、来年度の課税時に、一斉に第3条に規定する課税免除申請書を提出していただき、その後は5年ごとに利用状況届を提出していただくことといたします。

なお、この改正は減免と課税免除による取り扱いの違いでありますので、課税総額の増減は生じてまいりません。

なお、附則におきまして、この条例は、平成19年1月1日から施行するとし、適用区分については、改正後の周防大島町固定資産税の課税免除に関する条例の規定は、平成19年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成18年度分までの固定資産税については、なお従前の例によることといたしております。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いをいたします。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 今まで申請減免の取り扱いじゃったということであります。

ほで、実際的に、申請減免の場合、とりわけ、いわゆるわからない中で減免を受けてなかったという世帯も、かなりあるんじゃないかと類推されるわけよ。まあ、執行部としてはわかりにくいと思うわけよ。実際的に、例えば、消防用地、そして集会所、ていねいな取り扱いをせん限りにおいては、地権者そのものがわからないまま推移して、いわゆる申請減免を怠っちゃったという場合も、実際的には起こり得るんじゃないかなというふうに思うちよるわけなんよ。

で、実際的には、徹底ちゆか、今度はきちっと申請しなくても減免の対象になりますよということですから、その徹底について、やっぱりきちっとしていく必要があるんじゃないかなというふうに思うんじやが、ちょっと認識について聞いておきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 椎木助役。

助役（椎木 巧君） 条例改正をいただきましたら、十分町民に周知をいたしたいと思っております。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） 今、5年間という話が出ましたが、その5年間の間に、無償が有償になった場合はどういうふうにして把握をされるんですか。

議長（新山 玄雄君） 橋本税務課長。

税務課長（橋本 澄夫君） この対象物につきましては、消防係または自治会を主管する課が、ほぼ把握をいたしております。ほいで、途中で変更になったということであれば、申し出によって、現実的に対応させていただきたいと考えております。

以上です。

議長（新山 玄雄君） 浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） いや、そりゃ、地主さんが、今までは無償で貸しちよったが、金をもらうよってなった場合、じゃあ、地主さんが申し出なかったら、5年間の間は無償としてしか把握できないじゃないですか。

議長（新山 玄雄君） 橋本税務課長。

税務課長（橋本 澄夫君） 本件数につきましては、集会所につきましては64件、防火水槽につきましては51件を把握いたしております。これは旧町からの町で実施していたところであります。19年度の当初減免のときについては、この数でいきたいと思いますが、これらにつきましては、集会所、または防火水槽等であれば、担当課の方と協議しながら、そのように適切に処置したいと考えております。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） いや、僕の聞き方が悪いんじゃないと思うんじゃないけど、今まで地主さんから、ただじゃなしに、お金をどう言うんですかね、地代を払って借っちょるとこもあるわけですよ。それが無償になるものはええわけです、そりゃね。

じゃけども、逆にじゃね、まあ、こういう例はないかもしれんけども、今までただで貸しちよったけども、いや、これからはお金いただくよって、地主さんだっであらわれんわけじゃない、そりゃ、おるかもしれん。だから、それを5年間という期間を長くすると、いつ把握するんかという問題ですよ。

議長（新山 玄雄君） 椎木助役。

助役（椎木 巧君） 当然、町の役所の中で、消防担当の課、または自治会等々や管理する課と税務課が、毎年度、そういうことが起これば、連絡を取り合っちゃんと調整をするというこ

とでございます。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。橋本税務課長。

税務課長（橋本 澄夫君） 済みません、先ほどの答弁でございますが、当然、納税通知書を送付する場合には、自治会長名で送付しなければなりません。毎年、自治会長、一、二年で交代されます。そのときに、我々も電話で送付先を確認して送付いたしますので、そのときにそのような対応をさせていただきたいと考えます。

以上でございます。

議長（新山 玄雄君） それでは質疑ありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第12号周防大島町固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

・ ・

日程第19・議案第13号

議長（新山 玄雄君） 日程第19、議案第13号周防大島町立保育所設置条例の一部改正についてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。椎木助役。

助役（椎木 巧君） 議案第13号周防大島町立保育所設置条例の一部改正につきまして、補足説明を申し上げます。

本案は、町立和佐保育所の廃止及び保育所に指定管理者制度の導入について検討するため、周防大島町立保育所設置条例の一部を改正しようとするものでございます。

和佐保育所につきましては、昭和28年度に開設以来、地域の方々の御支援、御協力を受けながら管理運営を行い、幼児保育の充実を図ってまいりましたが、近年の少子化の中で、入所児童が年々減少し、現在は定員20名に対しまして、入所児童が8名となっております。このような状況の中で、来年度は新たな入所児童が見込めず、本年在籍の4名が残るだけとなる見込みであります。

保育所運営上、極端に少ない児童数では、保育所としての集団保育の面から、その趣旨に沿うことができなくなること、また、運営費等においても、多額の財政負担となることなどを考慮し、検討した結果、町として和佐保育所を存続させることは極めて困難であると判断し、今年度末をもって廃止せざるを得ないという結論に達したものであります。

次に、指定管理者制度の關係の条項追加でございますが、保育所の運営費補助金につきましては、平成16年度より私立保育所のための補助となり、また、少子化の進行により入所児童の減少、さらには私立保育所の経営圧迫等の理由によりまして、他の町立保育所につきましても、廃止、休止、指定管理者制度の導入等の検討を行うため、新たに条項を追加しようとするものでございます。

指定管理者制度を導入するということではなくて、導入ができるというために、することができるというために、この改正をしようとするものでございます。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 実際的に、今、来年度は4名残るといって、説明、補足説明じゃったんですが、それらの親に対する説明はどういうふうな説明で行われたのか、ちょっと聞いておきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 馬野健康福祉部長。

健康福祉部長（馬野 正文君） 保育所の廃止に伴います保護者への説明等ではありますが、これにつきましては、もう集中改革プランによりまして、平成21年度までに運営を見直しをやるということになっておりますので、で、それによって、和佐保育所も入所者が減ってくるということで、現在の保護者6名おられます。その保護者の方に対しては、本年、もう6月ごろに説明をいたしまして、廃止についても了解をいただいております。

また、それとあわせて、この周辺の自治会、5地区あります。5地区の自治会長並びに民生委員、和田小学校、内入の消防署、東和の老人クラブ会長などにも、すべて説明をいたし、了解をいただいたところであります。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） 3条についてお伺いしますが、今、助役さんの説明では、指定管理者にするんじゃないしに、まあ、できる体制を条例として整えていきたいという説明ではありましたが、ということは、実際にはやろうとする、条例改正しとけば、やろうと思えばできるわけで、今すぐはないにしても、将来的にはやるつもりなんだろうと思うんですが、いわゆる職員については、今の保育士さんの職員については、どういうふうに考えておるか。

議長（新山 玄雄君） 椎木助役。

助役（椎木 巧君） 今の御質問は、例えば、指定管理者制度になったときに、町立の保育所の町の職員である保育士が余剰になるということから、その職員はどうするのかということの御質問と思いますが、当然、町の職員でございますので、その保育の業務がなくなれば、一般の業務についていただくということになると思います。

議長（新山 玄雄君） いいですか。松井議員。

議員（14番 松井 岑雄君） 一つ、今の和佐保育所のことはわかったんですけども、実は、久美保育所の方から、議長さんあてにひとつ要望書が出ておるわけなんです。

実は、民営化する場合のことに、助役さん、どういうふうにお考えかということをおちょっと希望でも述べていただくと、説明もしやすいかなという部分持ってますんで、民営化する、あるいはまたどこかと統廃合するとかっていう形になるうかと思うんですよ、将来は。その辺のお考えが、どんなものか考え持っていらっしゃるかをおちょっとお聞きしたいと思っています。

議長（新山 玄雄君） 椎木助役。

助役（椎木 巧君） 今、久美保育所の運営形態についての御質問でございますが、特に保育所だけを限定して考えておるわけではございませんが、すべての公の施設につきまして、今、現状の運営方法、管理運営方法でいいのかどうかということは、原点に立ち返ってゼロから協議していこう、検討していこうということでございまして、その中で、後ほど出てまいります、指定管理者制度に既に公募した施設、または非公募で指定管理者にした施設とたくさん出てきて、検討結果が既に反映されておるわけでございますが、当然、保育所の運営形態につきましても、今、現状のままでいいのかどうかということについては、検討する必要があるというふうに思っております。

まあ、これには、当然、メリットもあるでしょうし、デメリットもあるでしょうし、また、その課題、今ある課題について、それが対応できるものがどうかということも、当然たくさん出てまいると思います。

それで、指定管理者制度というの、一つの選択肢の一つだということでございまして、浜戸議員からの御質問もありましたが、要するに、指定管理者制度も導入するというふうに決めておるということは全くないわけございまして、19年度中には、ある程度の一定の方向を出したいという検討を今から保育所については始めたいということでございます。

そういうことでございますから、すべてのこの保育所ということだけじゃなくて、公の施設については、現状でいいのかどうかという検討はやっていきたいと、その一環だということで御理解いただきたいと思っております。

議長（新山 玄雄君） 松井議員、いいですか。

議員（１４番 松井 岑雄君） はい。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。広田議員。

議員（１６番 広田 清晴君） 今、補足説明、また質疑の中で言って明らかになったように、今回の条例改正については、基本的には指定管理者を導入するための改正ではなしに、いわゆるいつでもできる、そのための条例改正だという補足説明がありました。

しかし、実態的に、私、今まで指定管理者制度のあり方について議論してきましたが、大きな流れで言えば、民間は善、また、いわゆる公も携わる部分は悪とか。例えば、また民間は効率的な、また、公は非効率という前提の中で、この数年来、いわゆる議論されてきました。

しかし、公がやはり責任を持つ部分、これは今回の保育所においては、基本的には公がきちっと責任を追う部分の範疇に入るといふふうに考えます。ましては、時代を担う子供たちの中で、そこにある子供たちをすくすくと育てていくという考え方からすれば、私は決して非効率部分であったとしても、公の部分が持つべきだといふふうに考えます。

また今、質疑の中で、いわゆる集中改革プランという議論がありましたが、実際的に集中改革プランの中で、今、三浦保育園等についても出されております。

しかし、それ以後の執行部の発言を見ておりますと、いや、廃止なんだという言葉が全協等で言い出すということになれば、私は今回の条例導入だけではなしに、大きな問題、今後の大きな問題が挟まってくるというふうに考えております。

そういう立場からすれば、今回のいわゆる指定管理者制度の導入のための条例改正については、反対せざるを得んといふふうに考えております。

以上であります。

議長（新山 玄雄君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第１３号周防大島町立保育所設置条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。午後 1 時まで休憩をいたします。お疲れさまでした。

午前11時58分休憩

午後 1 時00分再開

議長（新山 玄雄君） では、再開をいたします。

先ほど、広田議員さんの質問に対しまして答弁漏れがございましたので、答弁をさせます。岡村産業建設部長。

産業建設部長（岡村 春雄君） 答弁漏れがありました、合併漁協、魚価経営安定資金利子補給事業につきまして御説明いたします。

この事業につきましては、1 県 1 漁協、合併時の増資負担等によりまして、漁家経営に支障が生じた組合員の経営安定に資するため、1 県 1 漁協等が融資した貸付金に利子補給を行った市町村に対し、利子補給額の 2 分の 1 を補助するものでございます。

具体的に申しますと、対象融資総額が 2 5 億円、利子補給補助率が 1 . 2 5 % 掛ける 2 分の 1、融資期間が 5 年間でございます。それと、金利負担割合でございますが、基準金利が 2 . 7 5 %、このうち県が 0 . 6 2 5 %、市町が 0 . 6 2 5 %、漁業者が 1 . 5 % となっております。

郡内の漁協の貸し付け人数、あくまでも予定でございますが、現時点では日良居支店が 3 6 名、浮島支店が 7 8 名、東和町支店が 2 3 3 名、安下庄支店が 9 4 名、合計で 4 3 6 名、この貸し付け予定額でございますが 1 億 9 , 0 7 9 万円でございます。この確定につきましては、3 月末になるうかと思えます。

以上でございます。

議長（新山 玄雄君） それでは、進めます。

日程第 2 0 . 議案第 1 4 号

議長（新山 玄雄君） 日程第 2 0、議案第 1 4 号周防大島町斎場条例の一部改正についてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。椎木助役。

助役（椎木 巧君） 議案第 1 4 号周防大島町斎場条例の一部改正につきまして、補足説明を申し上げます。

現在、建設中の大島斎場が、平成 1 8 年度中の完成を目指しております。平成 1 9 年度から供用開始するに当たりまして、周防大島町斎場条例の一部改正をお願いするものでございます。

第 2 条の改正でございますが、名称を大島斎場、位置を周防大島町大字西三蒲字道祖 2 4 5 番地と加えるものでございます。

第4条は、町外在住者の使用についてを削除いたしまして、別表にて区分するものでございます。

第5条を第4条とし、第6条から第9条までを条ずれにより1条ずつ繰り上げるものでございます。

第10条の見出しでございますが、「不還付」となっておりますのを「還付」に改めまして、同条を第9条として、第11条を第10条、第12条を第11条とするものでございます。

別表（第8条関係）でございますが、これを別表（第7条関係）に改めるものでございます。

主な改正は、使用料を町民とその他（町民以外）とに分け、金額は、町民の3倍がその他（町民以外）となっております。また、一般を12歳以上、12歳未満とし、その他を袍衣または人体の一部とするものでございます。

斎場の通夜は、1日を午後5時から翌日の午前9時までとし、葬儀場は3時間前とし、霊安室は24時間までごとにとするものでございます。

また、冷房の使用料は実費を超えない範囲で別に定めるとし、使用料につきましては、別表（第7条関係）でございますが、別表のとおりとするというものでございます。

附則は、施行期日の規定で、平成19年4月1日から施行しようとするものでございます。

経過措置は、施行の際に、現に、この条令による改正前の周防大島町斎場条例の規定によりなされた処分、手続、その他の行為は、この条例の相当規定により、なされたものとするという規定でございます。何とぞ、慎重なる審議の上、御議決を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑にはいります。質疑はありますか。神岡議員。

議員（8番 神岡 光人君） この火葬場の使用料の件について、旧町ごとに異なりますが、使用料の内訳、何でこね違うかという内容の説明をお願いいたします。

議長（新山 玄雄君） 村田環境生活部長。

環境生活部長（村田 章文君） 使用料についての御質問でございますが、当然のことながら、それぞれの施設ごと、例えば、今回の大島斎場につきましては、葬儀場がございます。ほかの地域には葬儀場はございません。そういったことで、それぞれの施設ごとの状況と申しますか、に応じて、要するに、あくまでも火葬施設でございますので、住民の福祉的なことも考慮いたしまして、現実的には、この使用料以上の金額がかかるわけでございますが、住民負担の軽減、福祉的な観点から考慮して、このような金額を定めたところでございます。

なお、近隣の使用料等も参考にしたところでございます。

議長（新山 玄雄君） 神岡議員。

議員（８番 神岡 光人君） 大島火葬場は、これなってますけど、これは今度、三蒲にできる火葬場の使用料でございますかね。

それと、それにその他でございますけども、これは周防大島町町外の方々の火葬のときには、この、だけ使用料という認識でよろしゅうございませうかね。

議長（新山 玄雄君） 村田環境生活部長。

環境生活部長（村田 章文君） 失礼します。ちょっと私、説明不足になってございましたが、この斎場、１９年４月１日、大島斎場、供用開始されますが、に伴い、大島の現在の火葬場については休止の予定でございます。

したがいまして、この条令残っておるのはどういうことかという論議になるかと思いますが、この施設は、昭和６３年に国の補助金、交付金を受けて整備したと思います。したがいまして、財産処分について国との協議がまだ未了でございます。したがいまして、国との協議が完了し次第、この条例から削除ということをしていただきたいと思います。

その他につきましては、あくまで町民以外ということでございまして、しかしながら、備考欄にございますように、福祉施設、本町から他の区域に福祉施設に入られた場合の方については、町民とみなしますよというみなし規定を設けておるところです。あくまでも町民の福祉施設という観点から、こういう取り組みにさせていただいております。

で、３番につきましては、近隣の状況を踏まえて、近隣のこういった斎場、火葬場等、通例、大体３倍という規定で、どこの自治体も対応しているでございます。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。浜戸議員。

議員（６番 浜戸 信充君） 改正案の第９条についてお伺いしますが、現行では、使用料の不還付というふうになっております。ということは、現行は、この同じ９条、１０条でも、いわゆる条文は全く同じなんで、ただ、「不還付」が「還付」になったということですが、ただ、意味合いは違ってたのじゃないかというふうに思うわけですが、不還付ということは、今までは、還付することができてもしなかったというように受けとめておりました。それを還付というようにやりかえるということは、今度は、還付を認めるんだ。特別の理由のある場合は還付を認めるんだというふうに理解をしたわけですが、その特別の理由とはどういうことが考えられるのかをお願いいたします。

議長（新山 玄雄君） 村田環境生活部長。

環境生活部長（村田 章文君） 今の「不還付」を「還付」ということでございますが、別に考え方が以前と異なったということじゃございません。あくまでも、同じ考え方でございますが、還付が適切であるという判断のもとの今回の改正でございます。

で、どういった場合に還付かという御指摘でございますが、当然、使用料について前納と申し

ますか、例えば、通夜等を予定しておって、使用料を事前に何時から何時までからというふうな形で納められた方に対して、急遽使わなくなる場合と申しますか、そういったケースも想定されます。そういった場合には、当然、還付いたすべく対応したいと考えておるところです。

議長（新山 玄雄君） ほかに 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 葬儀場の使用料について、近隣市町村のいろいろ調整したということですが、具体的に、例えば、何を基準にしたんか、ちょっと聞いちょきたいというふうに思います。いわゆる葬儀場、葬儀場の考え方についてね、金額設定。

議長（新山 玄雄君） 村田環境生活部長。

環境生活部長（村田 章文君） 先ほども若干申し上げましたが、あくまでも、ですから実費という考え方ではございません。あくまで、当然、幾ら公共施設とは言え、実費をいただくのが一番いいわけですが、そういった福祉的な観点も考慮して、山口県下における各、例えば、この近くですと柳井に斎場ございます。そういったところですが、周南市とか、そういったところの例を参考にしたところでございます。

議長（新山 玄雄君） いいですか。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第14号周防大島町斎場条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第21．議案第15号

議長（新山 玄雄君） 日程第21、議案第15号周防大島町簡易水道事業給水条例の一部改正についてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。椎木助役。

助役（椎木 巧君） 議案第15号周防大島町簡易水道事業給水条例の一部改正につきまして、補足説明を申し上げます。

現在の水道使用料金は、新町合併時に統一制定いたしました。簡易水道事業特別会計は、一般会計から多額の繰り入れをして収支を保っているのが現状でございます。

平成17年度収支を見ますと、収入4億1,501万1,000円に対しまして、支出9億9,783万3,000円で、5億8,282万2,000円の収支不足となっておりますが、この中から、起債償還費や人件費を除くのがいいかどうかわかりませんが、起債償還額と人件費を除く経費のみを使用料で賄うということです。要するに、起債償還額を人件費をのけた経費を使用料で賄うとした場合には、それでも、なおかつ9,384万5,000円の不足となっております。収支均衡させるためには、使用料を23%程度値上げすることが必要となります。適正な水道使用料は、いかにあるべきかということにつきまして、周防大島町給水単価検討協議会におきまして、6回にわたり慎重審議をいただきました。

先般、答申をいただきました答申書は、答申書を踏まえまして種々検討した結果、簡易水道事業会計の健全化に向けて、このたび、使用料金等の改正をお願いしようとするものでございます。

簡易水道事業は、独立採算制が原則でございますが、全町民の約9割が簡易水道を利用している現在、大幅な値上げは、住民生活に及ぼす影響が極めて大きいと思われまますので、改定幅は最小限にとどめたいということから、約15%の改定といたしました。

第29条は、料金表で、このうち基本料金は「1,860円」から「2,100円」に、超過料金は水量により220円と200円の2段階だったものを一律240円に、なお、休栓料は廃止しようとするものでございます。

また、第30条は料金の算定で、メーターの検針日の範囲が規定されていなかったため、奇数月、検針月ですが、の20日から末日に検針をすると規定するものでございます。

第33条は、料金の徴収方法でございまして、口座振替の方には納付書を発行しないので、徴収方法の表現を納付制と口座振替制に改めるものと、徴収月を特定する規定を加えるものでございます。

第34条第2号は、開閉栓、開栓と閉栓の手数料で、業者への支払い手数料に合わせまして、1件あたり1,800円にしようとするものでございます。

附則は、施行期日の規定で、平成19年4月1日から施行しようとするものでございます。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 今回、水道料金の改定が主なというか、水道料金改定のための引き上げのためのということになるわけなんです、実際的に、検討委員会6回開かれたということですが、何を基準にまず検討されたのかというのが、基本的には非常に見えにくい部分であります。

例えば、検討委員会にも、当然、いろんな資料を出されたと思います。いわゆる町の財政状況、

また、県からの実績とか、この辺含めて議論されたというふうに思います。

で、それを前提に私は質問しますが、一つは、今回、改定せざるを得ないという大きな要因の中に、いわゆる水道料金の赤字、一般会計からの繰り出しの減というのが言われようですが、実際的に、今後、県の高料金対策については、一つは、どういう考え方が示されとるのか、高料金対策ね、それにかかわる県の支出はどういうふうに考えておられるのかという点が一つです。

それと、もう一つは、今回、15%ということになります。が、実際的な一般家庭で見て、単純に15%計算ということにはならんんじゃないかというふうに思います。が、大体、今、今回、15%の値上げをすると、刻みでいいですから、例えば、40トン世帯、60トン世帯が基本的 ああ、そちら、ある、紙。いつ出したか。けさ出した。けさ出されたのを見ながら質問するちゅうも、ちょっと難しいんですが、実際的に、ほいでまあ1点目、いわゆる県の高料金対策の考え方、今現在、どういうふうなとらえ方をしちよるのかというのが一点です。

それと、今、説明があったけど、繰り出し金について、一般会計からの繰り出し金について、人件費分と、もう一つは起債償還分、これを除いた部分で算定してみても、20数%の赤字になると ああ、しないと赤字になるという言い方をしたが、結局は、大きな原因としたら、かつての政策的なツケ部分が出ちよるというふうに思います。

それは、いわゆる工事着手、昭和五十二、三年になります。が、そのころから着手した弥栄からの基本的には大島へ、当初はもともとは、岩国の企業団、私も議員では当然ありませんからわかりませんが、企業制にしていくんだというのが、基本的な県の考え方でなかったんかと。

それをいわゆるできなかつたから、ある意味ではこちらに回したということで、県の施策で出発したんじゃないか。その当時の大きなツケが今の実際的な責任水量制とかいろんな格好の中で、住民に大きな負担がかかっているんじゃないかというふうに考えておる、私は考える側ですが、その辺のツケはどのように認識されているのか、2点ほど、先に聞きたいと思います。

議長（新山 玄雄君） 村田環境生活部長。

環境生活部長（村田 章文君） 今の2点のついでの御質問ですが、まず1点目、高料金対策についての考え方はということですが、これについては、制度的な変更は今ございません。また、県の水価安定補助金の考え方については、若干、変更するかもわからないという情報が入っておりますが、まだ、確定はいたしておりません。

で、2点目のいわゆる広域水道企業団事業についての御質問ですが、この点につきましては、当然、どこの地でもあれですが、計画段階と社会状況の変化も若干あるかと思えます。

しかしながら、その中において、各構成、市町と申しますか、において協議の上、こういった方向で、また、県を踏まえた上で、県、企業団、市、構成団体ですね、でもって協議の上、この方向で結論を得たというふうに認識をいたしております。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 実際的に、一般会計からの繰り出しについて考えるならば、財政的能力という部分があります。

と言いますのが、9割普及状況といえは9割の状況で加入者が入っておられると。その中で、いわゆる財政的に、どの程度まで繰り出しができるか、これ、直接的には、住民生活部門ですから、実際的に。ほいで、実際的に、例えば、いろんな施策の中で引き上げを抑えることが可能か、そのための繰り出しが可能かどうかちゅ検討も、当然、私はすべきじゃないかというふうにご考慮しておるんです、実際的に。

例えば、今回、繰り入れ分が単純に言いますと、今の補足説明を聞くと、なおかつ赤字であるが、9%分ぐらいは、早う言うたら、一般会計から一定みるという考え方が、執行部の考え方は。いわゆる起債、そして人件費分を除く部分として、いわゆる9%程度は、実際的には一般会計から見ましようという考え方なんよね。

ほいで、実際的に、それが10%が可能かどうかという判断も、当然、政策の中ですから、私はあるかというふうにご考慮ですよ。単年度ごとに一定の今のいわゆる財政状況の中で、例えば、引き上げを少しでも抑えるという格好の中で、どの程度、繰り入れができるかというのも、実際的には、執行部も考えんにやいけん部分じゃないかというふうにご考慮ですよ。

ほいで、実際的には、その辺の協議はどうだったのかというのが、水道検討委員会が、私たちも見えないし、出てくるのは、値上げはやむなしという格好で出てくるわけですから、その協議等が全くわからんまま、検討委員会がこういう結論を出したと、だから、議会側はこういうふうな格好で認めてくださいという議論じゃ、実際的には、非常に私らも判断しにくい側面があるんです。

ですから、最初言いましたように、一体、検討委員会でどういう資料に基づいて、まず議論されたのか。ほいで、その皆さん方に財政を含めて、周防大島町、広く言えば周防大島町の財政を含めて検討委員会の中で議論をされたのかどうなのか、含めて、実際的には、私は論議されたんかどうか、それもわからんわけですよ。じゃけ、その辺のところについて、再度、答弁を求めておきたいというふうにご思います。

議長（新山 玄雄君） 村田環境生活部長。

環境生活部長（村田 章文君） 検討協議会の中での検討の経過でございますが、当然のことながら、簡易水道特別会計だけでなくして、周防大島町の財政状況と申しますが、これは、各所広報に掲載される数値以外に、先般、財政担当の方から議員さんに、いろいろ中期の財政計画等を示されたところですが、そういったことも踏まえてトータル的に、町の簡易水道事業会計の健全化もさることながら、町の財政の健全化に向けて何が必要かということをご基本において、論議して

いただいたということでございます。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 実際的に、その議論が、どういう議論かも、まあ実際的に、今回、諮問の意見書を出すに当たっての中身やら、私の方では全然わからんわけですから、それぞれ判断が違おうと思いますが、実際的には、こんだけの多額な大幅な引き上げをしたら、生活実態からしたら、実際、かなり大変だという点は、執行部もやっぱり、私は15%の今回の大幅引き上げについては、かなり大変な負担増ということは、明らかじゃないかというふうに思っております。

以上の立場から、ちょっと質疑ですから、討論じゃありませんから、ぜひ、この状況は深くつかむ必要があるんじゃないかという点を指摘して終わります。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はございませんか。魚谷議員。

議員（13番 魚谷 洋一君） けさ方いただいた、周防大島町簡易水道事業給水条例の一部改正資料という、これについてちょっと質問したいんですが、資料の1ページ、現行料金が上の段に、それから、改定料金というのが下の段に書いてございますが、この資料について2点ほど質問します。

まず、1点目は、平成20年以降、4年に1回、20年、それから24年、28年と経費の部分、この部分が、ほかの年度に比べて約3倍程度見込まれておりますが、これは定期的に、こういうふうに4年に1回といいますか、定期的に、こういう経費がかかるんだと。で、例えば、水道はうちだけじゃないですが、全体の水道事業でこれぐらいの経費がかかるんだというような見込みだと思うんですが、どういった部分に経費が4年に1回かかるのか、まず一点お伺いします。

それと、15%改定しようとする来年度ですが、下の表で見ますと、経費の部分が18年度と比べて、ほかの年度と比べて、かなり数字が大きくなっておりますが、1点目に聞こうとしました、4年に1回の定期的なもの以外に、来年度経費として、この数字、大きな数字の経費の部分を見込まれる、その理由をお聞かせ願いたいと思います。

議長（新山 玄雄君） 村田環境生活部長。

環境生活部長（村田 章文君） 失礼します。今、経費の点でございますが、例えば20年が、したがいまして5億1,480万5,000円。で、24年につきましても5億1,666万4,000円ですか、というふうに、大幅な、要するに経費にかかわる増ということは、けさ、お示した表では、そういった大幅な経費の変更というのはなかるうかと思っております。

あと若干、したがいまして、償還金については、若干、年度ごとに当然、現在の起債の借り入れ等を踏まえて変更していきますが、経費について大きな工事を行うとか、そういったことは、現時点では想定いたしておりません。

議長（新山 玄雄君） 魚谷議員。

議員（13番 魚谷 洋一君） 僕が聞いているのは、1点目の質問は、例えば、19年度と20年度を比べてみますと、下の表で、改定料金で見ますと、単位がちょっとよくわからないので、数字だけ言いますけども、「513360」から「514805」になってますよね、この差額は、1,445ですよね。

それで、20年度と21年度は、「514805」から「514237」になっていますよね。この差額は、その前の年の差額よりも大幅に減っていますよね、総体的に見て。

で、21年度、22年度、23年度と、この3年間は、大体差額がそんなに変わってないんですが、4年に1回、例えば20年度、24年度、28年度と4年に1回、前年度と比べて数字がかなり大きく経費が見込まれているという、この表じゃないんですかということをお聞きしております。

だから、定期的に、何か4年に1回、こういう経費が要るものを予定されておられるのかということです。

それと、2点目の質問は、19年度に限って見てみれば、前年度対比で4,098、恐らくふえていると思うんですが、これは、通常の年度に比べて数字がかなり大きいので、19年度だけ単独で見ると、この大きくふえた数字の理由は何ですかというふうに聞いておられます。

議長（新山 玄雄君） 村田環境生活部長。

環境生活部長（村田 章文君） この今の4年に1回につきましては、1日、うるう年が来た年ですね、この年には受水費が1日分多くなります。それによる差額です。1日、したがって、8,215トンですが、責任水量ございますが、その分だけが4年に1回のうるう年でふえてくるということです。

と、あと若干の差は、今、簡易水道、町域14簡水がございまして、その法令に基づくメーターの交換、これが年度ごとに戸数が決まっております。今、確定している変動数値は、その2点でございます。

議長（新山 玄雄君） 魚谷議員。

議員（13番 魚谷 洋一君） それでは、ちょっと質問の内容を変えますが、ちょっと理解がよくしにくい答弁だったんですが、15%、要は料金を上げて、まあ僕なりに解釈をしますと、収入マイナス支出という部分のマイナスの数字を、要は、大きい数字から小さい数字に落としていこうと、減額しようというようなことで、料金改定を行うんでしょうか。

それとも、先ほど言いました、例えば経費の部分が、こういう部分にかかるから、その部分も料金を多少負担をしてもらって、その部分にも回そうというようなこともお考えなのか。

それとも、単純に、大きなマイナスの数字を減らすためだけのための料金改定というふうに理

解をするべきなのか、どちらでしょうか。

議長（新山 玄雄君） 椎木助役。

助役（椎木 巧君） 今回のその料金改定の使用料の改定の原因ということの御質問のようでございますが、実は、合併の日、要するに16年の10月1日に、その前日までは、4町のその使用水量っていうのは、条例上で全部ばらつきがあったわけです。

それで、合併の協議の中ですり合わせがありまして、当然、低いところに合わすという形の調整が原則でございましたので、全体的に一番低いところに持っていくという形で合わせました。

まあ、そういう形でございまして、結果的には、当然、ある町ではここまであったのが、ある町では、ここに下がってきたというふうなことになりますので、当然、収入の方側が落ちてまいりました。

まあ、その結果が、今、そこに出ておりますように、17年度1年間で5億8,200万円くらいの収支マイナスが出ておるということでございます。

要するに、5億8,200万円のうち、基準的な繰り入れとしてみるのが、償還金等であろうと思います。要するに、設備投資したとこの償還金でございまして。

まあ、それらまで、すべてを使用料で賄うというのは到底できませんので、それは除こうと。さらに、人件費は除いておりますが、当然、人件費とか維持管理費というのは必要なわけでございますから、そこまで除くべきかどうかということもありますが、仮に人件費をすべて除いたとすると、あと実際には電気代とか、修繕代とか、そういうもんだけになるわけですね。せめてそれぐらいは見ていただきたいというのが、その結果、それをそこまで落としても、なおかつ9,300万円の赤字が出ておるということでございます。

だから、実際に一般会計から、これは単純に一般会計がすべて負担する、今、一般会計が負担するわけですが、すべてが一般財源というわけではございませんが、まあそういうことでございまして、5億8,000万円ですか、5億8,200万円ほどは入れておるわけでございますが、そのうち、そこら辺は除いても9,300万円、まあ必要だということでございますので、何とかそこらあたりまでは、使用料で賄うべきではなからうかということで計算したら、それが23%だったということでございます。

だから、将来のそういう経費の伸びを見越して今上げるということではなくて、今現在が一般会計から非常に多額の繰り入れをして収支を保っておるわけでございますから、これ以上ということになりますと、一般会計の方が、今、既に以上な危険な推計に入っておるということでございますので、旧町のときも、大体3年に1回、使用料の改定を行うというふうな形で、旧町4町ともやっておられたようでございますので、今、それに見合って、今回、改定をお願いしようとしておるところでございます。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） 今、この図を見てみますと、いわゆる合併前よりは、今回の値上げでも、まだ合併前の水価よりはまあ安いというように、まあ受け取れば受け取られるわけですが、しかし、住民の皆さんからすれば、値上げについちゃ、だれも、諸手を上げて賛成するものはおらんと思いますんで、きちんとやっぱり説明をしてほしいというふうに、やっぱりどうしても値上げが必要なんだというのは、やっぱりちょっと。

で、今言うように、合併の前よりは、それでも、これでもまだ合併の前よりはまだいいよというぐらいは、やっぱ言ってもいいのかなという気もします（発言する者あり）。

合併前よりはいい（発言する者あり）。何で、いや違う違う、旧町の単価にしたら安いでしょう。じゃあ例えば、旧久賀町なんかは2,050円じゃったわけじゃないですか、15年度（「違う違う」と呼ぶ者あり）。いや、まあいいです。

それで、私の質問は、いわゆるやっぱり大きな簡易水道の赤字の原因は、やっぱり広域水道が来てから、いわゆる水価の広域組合に払う水価が高いから、まあ、こういうふうになったという、これが一番大きな赤字の原因だろうと思います、簡易水道が赤字になったのは。それまでは、ほとんど、どこの旧町もとんとんでやられとったというように思います。

で、それで質問なんですけど、いわゆる供給開始になってから、水価が、どのように推移をされたか、単価が。これをちょっと教えていただきたいと思います。

それと、今回の値上げで標準世帯でどのぐらい負担が多くなるのか。いわゆる標準世帯というのは、夫婦、子供2人ぐらいの標準世帯と思いますが、それでどのぐらいの値上げになるのか。月、まあ2カ月でもいいです、2カ月徴収になるんで2カ月でもいいですが、それを教えてほしいと思います。

それから、休栓料についてお伺いしますが、この休栓料っていうのは、旧町まちまちで、旧町時代からあったと、またなかった、それを合併のときに、いわゆる休栓料として条例にしたと、600円を取ると、まあ取るというか、条文にしたという経過がありますが、大体今回は、どういう経過かわかりませんが、休栓料は削除したと。

しかし、そのかわり開閉栓の手数料としての「1,200円」を「1,800円」に値上げをしていますが、ちょうど数字的には600円という数字が合うわけですが、この1,800円というのは、いわゆる業者にそのまま払うのかどうか ああ、払うんですか。

ということは、業者に対しては高くしたということになりますね。今までは1,200円しか払ってなかったこと、じゃあ、そうじゃなかったですか、まあ、その辺はちょっと説明をしてください。お願いします。

議長（新山 玄雄君） 村田環境生活部長。

環境生活部長（村田 章文君） では、まず、1点目の広域からの単価についてでございますが、これは126円で当初から変更ございません。

で、標準世帯と申されますか、標準世帯のとらえ方、どうしたらいいかが、ちょっと若干あれですが、先ほど夫婦2人と申されました、こちら、けさほどお示しました資料の2ページに、ランクごとの世帯数が載っております。どのくらい使用される家庭が何軒ですよ。で、水量が、で、現在の料金はいくらですよ、改定すると幾らになりますよ。こちらに比較は、こちらの表ですとあるところでございます。

で、「1,200円」についてを「1,800円」に改定する理由ですが、現在、手数料は、住民の方から1,200円いただいて、しかしながら、600円プラスして、業者の方に町が支払っているという実態がございます。したがって、せめて町が負担するとこの実費については、利用者の方に負担していただいてもいいのではなからうかという観点から、「1,200円」から「1,800円」に改定したということでございます。

議長（新山 玄雄君） 浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） 今、126円というのは、いや受水費でしょう、1立方か（発言する者あり）、1立方がですか。

議長（新山 玄雄君） 浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） ちょっと記憶が定かじゃないんであれです。ちょうど、広域水道が供給開始になるとき、私、水道の方の企業団の議員じゃったんですが、あのときに、200何円っていう数字を覚えとるんですが、この200何円ってというのは、単価なんじゃったか思い出せませんか。今の126円でちょっとびっくりしたんですが、最初、200何円で始まったと思っておりますがね。

議長（新山 玄雄君） 椎木助役。

助役（椎木 巧君） 今のは、要するに、広域水道で生産する水が幾らかということをおっしゃられておるんだろうと思います。

今現在、広域水道では、大体180円ぐらい、生産費用かかっております。要するに、その広域水道事業団が、各市町村に構成町に水を供給する単価は180円でいただかないと、企業団の会計は成り立たないという状況だと思います。済みません、企業団の議員さんがおられるんで、また、決算も出るとは思いますけど、また、ちょっと決算のときでも見ていただいたらと思いますが、大体180円で作った水を126円で売っておるといふような状況でございます。

だったら、広域水道企業団は、当然、赤字になるということになんですが、収支は企業団の方は赤字になっております。で、どうしておるのかということ、償却積み立てを今、とめておるといふことだと思っております。

180円とってもその各町とも、受水費が払い切れないという状況になるのではないかと考えております。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はございませんか。荒川議員。

議員（5番 荒川 政義君） 公営企業団の方の立方当たり126円というのは、今後、これは変わらんのかどうかちゅていうのが一つと。

それと、今言う公営企業団の方の減価償却を取り崩して、水道の料金の方へ入れて水価を安くしとるわけですね。たら、結局は破れたときにはどうするんかという話になろうかと思えます。

で、こういうふうな、もし、大幅な事故等があつて破れたときの公営企業団の負担割合とかちゅていうのが、はあ既に決まっちゃうかどうかちゅて、もう一点。

ほて、旧町の3年後との水価の改定ちゅか、料金を上げてきますよちゅていうのは、旧大島町でも、議会の中で説明があつたように思うんですが、今回、19年度に料金改定をするんですが、周防大島町でも3年ごとに上げていくというような予定があるかどうかやね、これはまあ19年度だけになつとるんですが、将来的にこれは、旧町にならつて上げるかのうというふうに、ちょっと考えられんことはないね、これはね。

じゃけ、そこら辺のところすごい心配なんですよ。一遍に何億円も負担せえと言うたら、とてもそれはないでしょう。無理でしょう。そこら辺が、もし決まつとつたら、ちょっと教えてください。

議長（新山 玄雄君） 村田環境生活部長。

環境生活部長（村田 章文君） 今の荒川議員さんの、いわゆる広域水道企業団の対応、大きな事故があつた場合にどうするんかと、具体的な取り決めは現在ございません。

と同時に、当然、構造物ですから、いつ何どき、先般からいろいろございますように、地震とかいろんなことは想定されます。そういったときの対応としては、当然、構成市町で当然、さらなる検討を重ね協議して、決めていくことになろうかと考えているところです。

で、あと、3年ごと云々ということですが、これ、あくまでも19年度、来年に向けて、この改定をお願いしたいということございまして、そのほかは社会状況、または財政状況、そのあたりの全体的な推移の中で検討させていただいたらと考えております。

議長（新山 玄雄君） 荒川議員。

議員（5番 荒川 政義君） 今言う、水価に直接関係するけえ、まあ申し上げておるんですが、例えば、大きい事故があつて、何億ちゅて負担せんにゃいけんよになつたと。たら、それはすぐ水価にはね返ってくるんじゃないかなというふうに、ちょっと思うんですよ。

へじゃけん、そこが本当に心配なんよね。ほやから、今、検討してますちゅても、あした、そういうことが想定できんこともないわけですね。多分、決まっちゃうんじゃないですか、交付

負担割合ちゅていうのは。まあ、助役さん、知っちゃってんなら。

議長（新山 玄雄君） 椎木助役。

助役（椎木 巧君） ちょっと済みません、説明が悪かったと思うんですが、償却を全くやってないというわけではなくて、償却を全額ではなくて抑えておるということでございます。

要するに、何百億円という大きな資産でございますから、莫大な償却が出るわけですね。それをすべてやると、さっき言いましたように、水価が180円というような膨大な額になるわけでございます。それでは、各構成町が受水、まあ水を受けたとしても、とても今度は一般会計からの繰り入れ等から賄えないということでございまして、それで償却を少し抑えて追加を抑えておるということでございます。

だから、例えば今、ここで数億円の事故があったとして、それが全くできないかということでは、まあないと思うんですが、ただ、一番心配なのは、大きな地震災害等でがっさり要ってしまうということになりますと、これは当然、構成町の負担ということか、または災害補助金ということになるとは思いますが、そのときの負担割合ていうのは、当然、今、受けておる周防大島町で言えば、1日8,000数百トンという責任水量がありますから、これを全体の案分で、もう負担割合ちゅのは決まっておると言や、決まっておるということでございます。

そういうことでございますから、またこれは、多分、広域水道企業団の決算が出るんじゃないかと思いますが、そのときまたちょっと、議員さんから資料をいただきまして、また、御説明をいただいたらというふうに思っております。

議長（新山 玄雄君） 荒川議員。

議員（5番 荒川 政義君） わかりました。

それで、今の責任数量の問題が今ちょっと出たんで、ちょっともう1回確認したいんですが、この8,900トン、1日に8,900トンなんですが、（発言する者あり）1日やろ。それが全部使われちよるか使われてないかちゅうんがあるよね。そして、使うても使われんでも、多分金は払わんといけんのじゃろうと思うんですが、こういうなのが、ちょっと改められんのかね。例えば、使うただけ料金を払うとかちゅうていうのは。そんたら話は全然出たことないですか。初めから契約どおり……（「いや、出よったです。最初の企業団……」発言する者あり）いやいや、そこを聞きたいんよ。そして、旧大島町は1,980トンぐらいじゃと思うんですが、どこの地域が足らんで、どこの地域が余っちょるかとかちゅうてんがわかればちょっと教えてください。

それで、例えば、もし水が余っちょんじゃったから、ほかに売ることはできんのかね、よそんなところへ。そういうなの考えられんですか。

議長（新山 玄雄君） 村田環境生活部長。

環境生活部長（村田 章文君） ただいまの荒川議員さんの御質問でございますが、1日の責任

水量が8,215トンでございます。このうち、年間、17年度の実績でございますが、このうち、料金収入に至った有収水量が63.24%でございます。

使っただけじゃ済まんかなという御議論でございますが、これは、あくまで当然広域水道企業団の経営的な観点からして、この責任水量をもとにすべての事業を計画しておりますので、それは相成らんという（笑声）現段階でございます。（「見直しゃええ。補正すりゃいいんだから。」と呼ぶ者あり）

したがって、先ほどの、あくまで責任水量は責任水量として、各構成市、町がお約束申し上げたことですので、そのあたりで推移してるということでございます。

議員（5番 荒川 政義君） 他に売れんかということ。

環境生活部長（村田 章文君） 売却については、はなはだ……。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。（発言する者あり）

今、答弁漏れがあったようでございます。村田環境生活部長。

環境生活部長（村田 章文君） 申しわけありません。1つ、私、報告漏れございました。水価検討協議会の委員の全員の皆様から、あくまで水価について改定案を提言したわけですが、あくまで立場として、安全、安心、これが何よりも大切であるということを、議員の皆さんにもよく御報告してくださいということでございましたので、つけ加えさせていただきます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） それでは、質疑なしと認めます。（発言する者あり）

これより討論を行います。討論はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 今回の水道料金の改訂議案について、反対の立場から討論したいというふうに思います。

今見た資料を見ながら、実際的には討論せざるを得ないのですが、実際的に引き上げをしてもかなりの赤字になると、だから15%の値上げは妥当な線であるという考え方がありますが、私は、先ほど質疑の中で言いましたように、今の水道料についてどういうふうに見るかという点が1点であります。

といいますのは、御承知のように、過去の経緯から見れば、こういうふうな多額の、いわゆる高い水を飲まざるを得んようになった一つの要因としては、過去の昭和50数年当時の、私は大きなツケがあるんじゃないかというふうに考えております。

といいますのは、もともと岩国地域に対する工業用水の、いわゆる、送るという格好の中で、八坂ダムの計画そのものが出発したのではなからうかというふうに考えております。これ、先ほ

ど答弁がっており、その時々状況が変わったんだと言われれば、それまでであります。

しかし、実態としては、そういう県の、当時の山口県の政治として、八坂ダムの開発から実際的には岩国地域に引っ張ると、これが流れであって、それがなくなると、さあどうするかということで、確かに当時から今現在に至っても、合併以前の町ではそれぞれ水量状況が違いますから、一概には言えませんが、旧大島の場合はなかなか水質が悪いとか、塩水さすとか、そういういろんな条件がありました。地域によってはまだ十分な水量を確保した自治体もあったというふうに思いますが、実際、八坂からの水を100%使わなければいけないという政治的な状況があったといふふうに考えます。

しかし、私が今回あえて反対するという点は、今の町民の生活実態と町財政をどう見るかという点であります。とかく、特別会計だから、特別会計は独立採算制だと言われ方がしますが、実際的に独立採算でやっていったら莫大な高い水になる。その負担が莫大になっていくと。そういう中で、執行部も一定程度負担しなければ、考慮しなければいけないということで、一般会計からの繰り出し、任意分といいますか、執行部なりに判断して繰り入れをしようというのが現実であります。

実際、今回合併前に、今の資料を見ますと、大体調整のために1,800万円ぐらいを住民負担の軽減に使ったということです。それが、今度はどうなるかと言ったら、それに倍するような負担になってくるというのが、この合併後2年の状況です。

そういう中で、私は、今の町民実態から言えば、実際的には高こうなってきたよ、これが水道料金だけじゃないわけです。例えば、国保が今年度かなり高くなりました。国民健康保険税が。そして、実際的に今度は水道、それで、今度は下水というふうに、間違いなく値上がりが見えようとしよるとき、そういうときに町全体の財政をどう見るか、という点が大事なんです。

例えば、一定の任意分をつくらうとすれば、町の財政の中からむだな部分へつらんにやいけんわけです。でないと、繰り出し状況がなくなる。そういうときには、例えば私よく言うんですが、身の丈に合っていない、いわゆるものをつくと、後から償還していかにやいけんわけです。一般財源で償還していかにやいけんわけです。そういうふうなのをどれだけ抑えることができるかというのが、町財政の、わしゃ、本来の姿やないかと思うんです。

ですから、この2年間で見ても、かなり後年度負担にかかわる負担分が先行してかなりやられちよるわけです。一言で言えば、旧町来の約束だと言われるが、それをどれだけ抑えるか、そして、住民の暮らしや福祉、そしてまた、住民につく部分に対する繰り出しができるか、私は、この原則が大事だろうというふうに考えます。この点から言えば、今回の値上げ案については十分議論された結果ではないと言わざるを得ません。

そういう立場から、実際的には、私は、仮に水価検討委員会の方から値上げは妥当である、や

むを得ないと言われたとしても、見送るべきだ、というふうに考えております。

以上の点から、私は、今回の大幅引き上げについては、反対せざるを得ないという点は明らかにします。

以上です。

議長（新山 玄雄君） 次に、賛成討論はありませんか。 次に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより採決を行います。起立による採決を行います。

議案第15号周防大島町簡易水道事業給水条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第22・議案第16号

議長（新山 玄雄君） 日程第22、議案第16号周防大島町商工業者特別融資に関する条例の一部改正についてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。椎木助役。

助役（椎木 巧君） 議案第16号周防大島町商工業者特別融資に関する条例の一部改正につきまして、補足説明を申し上げます。

本案は、国の融資制度の抜本的な見直しに従いまして、連帯保証人の要件につきまして改正しようとするものでございます。

町は、現在、山口県信用保証協会と契約を締結し、債務の保証を得て、指定金融機関へ融資限度額300万円、償還年数3年以内で行っておりますが、その場合、条件として、本条例第5項第5号中では、町内に居住する確実な連帯保証人1名を、1人以上を定めておりましたが、このたび、原則として法人の代表者以外は不要と改正しようとするものでございます。

何とぞ慎重な審議上、御議決を賜りますようお願いいたします。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。失礼、浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） 今、保証人のところですが、原則として云々というのがありますが、ということは、法人なら要るということですか。（「要らん。」「法人は要らんのじゃない。反

対じゃろうが。」「よう考えて勉強したらええやない、お前。」と呼ぶ者あり)いやいや、法人の代表者以外は不要。ということは、法人は要るちゅうこと。

議長(新山 玄雄君) 岡村産業建設部長。

産業建設部長(岡村 春雄君) お答えいたします。

法人については、代表者ということで要るということでございます。個人については徴求しないということでございます。

議長(新山 玄雄君) いいですか。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(新山 玄雄君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(新山 玄雄君) 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。

議案第16号周防大島町商工業者特別融資に関する条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長(新山 玄雄君) 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

休憩しましょうね。暫時休憩します。午後2時10分まで休憩いたします。

午後1時59分休憩

.....
午後2時10分再開

議長(新山 玄雄君) 後もう少しでございます。御苦労さんです。(発言する者あり)はい、それでは、再開をいたします。

日程第23. 議案第17号

議長(新山 玄雄君) 日程第23、議案第17号柳井地区広域消防組合規約の変更についてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。椎木助役。

助役(椎木 巧君) 議案第17号柳井地区広域消防組合規約の変更につきまして、補足説明を申し上げます。

本案は、柳井地区広域消防組合に加入しております構成市、町の合併に伴いまして、1市7町、計8構成団体から1市3町、計4構成団体に大幅に関係市町が減少し、また、人口も合併した市、

町と合併していない町とのバランスが非常にアンバランスになってまいっております。これらのことを考慮いたしまして、このたび、負担金の負担割合の見直しを行いました結果、負担金の均等割「100分の20」を「100分の5」に、人口割「100分の80」を「100分の95」に負担割合をそれぞれ変更しようとするものでございます。

これは、均等割は、当然8で割るところが4に割るということになるわけでございますから、合併してない1つの町であった場合は「8分の1」から「4分の1」になるということで、はっきり言えば、ちょうど倍になるということでございます。だから、均等割の額を全体額として落とすという調整の結果でございます。

なお、この経過措置といたしまして、13条第2項の規定にかかわらず、要するに「100分の5」にするという規定にかかわらず、18年度については「100分の15」を均等割として、「100分の85」を人口割とする。

さらに、19年度は「100分の10」を均等割として、「100分の90」を人口割とする。

そして、最終的に、20年から、先ほど申し上げました条例改正の「100分の5」と「100分の95」という形になるということでございまして、経過措置で、このような扱いをしようとしているものでございます。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 今、補足説明であったように、合併しなかった町の負担割合が高過ぎると、それを一定程度是正しようというのが、今回の改正だということであります。それも3年間にわたって改正していくということであります。算定的にです。

それで、ちょっと質問しちょきたいのは、今回、いわゆる旧来のままでいった場合に、実際的に負担が、それぞれ旧町合併しなかったところが実際的にはどのぐらい負担が高くなって、それを是正額としてどのぐらい見ようというのがわからない。例えば、午前中答弁があったように、大島町については、そんなにたまげたほどは上がらないだろうという言い方もされよりました。そういう中で、合併しなかった町として、現行のまま、そして、これが改善されたとしたら、大体どのぐらいの、いわゆる負担増につながったのかという数字をちょっと報告をお願いしたい。

議長（新山 玄雄君） 村田総務部長。

総務部長（村田 雅典君） 今手元に資料がございませんが、概算的な数字で申し上げますと、広域消防の負担金が仮に総額12億円といたしまして、それを柳井市、周防大島町、平生町、上関町が負担するわけでございますが、先ほど助役が説明申し上げましたとおり、合併前までは

8つの団体でございました。それが4つの団体になったわけでございます。それを単純に計算しますと、大島4町は周防大島町になりましても2分の1、変わりございません。しかしながら、今回の規約のままで行きますと周防大島町はざっと計算して6,000万円ぐらい下がったと、17年度と比較して18年度は6,000万円ぐらい下がったと。その6,000万円が、柳井市の場合は8分の1が大島と引っつきまして8分の2になったわけですが、構成の全体は変わりません。しかし、上関、平生については8分の1が8分の2になったと、それが6,000万円に跳ね返ったわけでございますので、両町が負担金が上がったということで、調整が長引いたわけでございます。

したがいまして、詳細は、私、今把握しておりませんが、その6,000万円が、上関、平生に負担がかかっていったということで御理解いただいたらと思います。

議長（新山 玄雄君） もっと詳しくないかなあ。

広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） そうなると、今補足説明、答弁があったわけですが、その6,000万円分が一定程度、いわゆる大島が、いわゆる横滑りであったら、それがもう一つの市町に負担が行くという考え方で、結論的にはそうなるよね、実際的には。いうことでよろしいかね。違う。

議長（新山 玄雄君） 村田総務部長。

総務部長（村田 雅典君） それを是正するために、特に、柳井市等につきましては、いわゆる均等割20%を15%に下げることによって、約1,350万円の追加補正、周防大島町が250万円の追加補正、上関町が逆に1,200万円の減額、平生町が400万円の減額ということでございます。減額と言いましても、17年度と比較しますと、やはりそれなりに増加はしておるといってございませぬ。

議長（新山 玄雄君） いいですか。ほかに質疑はありませんか。浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） ちょっと、経過をちょっと聞いときたいんですが、この現行法は組合議会で議決をされとるんですが、これはいつの議会に議決をされた。当然、旧構成団体のときに議決をされた規約じゃないんですか。

議長（新山 玄雄君） 村田総務部長。

総務部長（村田 雅典君） 規約において人口割、均等割の20%、80%がございませぬが、これは合併前からこのままの状態がございました。それに基づいて、18年度当初に算定したわけですが、先ほどから話しましたように、上関、平生町が理解を示してないということで、その後調整してまいりまして、11月に組合の議会がございませぬ。その段階で、15%、85%、そして、最終的には5%、95%ということで、4つの構成団体の代表者で構成してございませぬ組合議会

で、一応理解をいただいたと。それを各町の、本日提案しておりますけども、各町の議会において、その規約変更について承認をするという流れになるわけでありませう。

議長（新山 玄雄君） 浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） しかし、この現行の規約、これ、今右側ですけども、これは、ですから、いわゆる平生町さんも、上関町さんも同意をされとったわけですから、この配分について。それが、いざふた開けてみると高くなるけえ、払えんどというふうになったわけでしょう。それが本音でしょう。それで妥協したわけいね、要は。要は、あと。だから、柳井市にしる、周防大島町にしるが、要は。

総務部長（村田 雅典君） 妥協という言葉はおかしい。

議員（6番 浜戸 信充君） それじゃ、妥当が適当でなかったら、じゃ、言葉つけ加えてください。そうでしょう、要は。

議長（新山 玄雄君） 椎木助役。

助役（椎木 巧君） 要するに、今、現行と改正案というのが出ておりますが、現行のというのは、当然、合併したら構成町が減るというのは当然のことでございます。それで、柳井市、大畑町が合併した平成17年の2月で4つに構成団体になったわけですから、このままの形で行くと、当然均等割額を8分の1にしておったところが4分の1になるということございまして、何ら改正する必要がなく4分の1になってきたわけでございます。なってきたわけでございますが、それが、平生町、上関町の方からすれば、これはずっと合併前から、合併後にこのままで行くと大きな負担になってくるというのは当然わかつたわけですから。だから、それは協議してはいたが、なかなかその協議の調整がついてなかったということございまして、実は、ことしの2月の組合議会のときに、補正予算で相当紛糾をしたということも事実でございます。これらも新聞報道されておりますが、でも、それは当然規約にのっとった負担割合でございますから、そのまま、その議会では議決されました。

ただ、その後も、平生町、上関町からすると、先ほど総務部長が申し上げましたが、例えば周防大島町が6,000万減った、均等割額が画一に3,000万、3,000万円とふえていくわけですから、それは、全く、その消防のといひますか、組織とか、機構とか、機能とかが向上したわけでもないのに、よその町が合併したことによって、自分ところが3,000万円も負担するというのはどうかという、ずっと協議を持ってほしいということが続いておったわけございまして、それを協議の結果、そこまで、1回に負担がふえるということはいかがかということで、3段階で段階的に落としていこうという協議が成り立って、今回規約の改正に至ったということでございます。

議長（新山 玄雄君） 浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） ただ、私としては、この現行どおりに行けば、本町にとっちゃ、かなり負担が少のうなっちゃったわけですから。そういう意味じゃ、例えば、平生町は合併しようとしよったけども、話がおじゃんになってできんかったと、でも、上関町さんについちゃ、最初から合併する気なかったわけですから、わかっちゃったわけでしょう、これは。それを、今になってじゃね、それが払えんとか言うのも、ちょっとおかしげな話じゃないかなということです。

終わります。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。

議案第17号柳井地区広域消防組合組合規約の変更について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

・ ・

日程第24・議案第18号

議長（新山 玄雄君） 日程第24、議案第18号山口県後期高齢者医療広域連合の設立についてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。椎木助役。

助役（椎木 巧君） 議案第18号山口県後期高齢者医療広域連合の設立につきまして、補足説明を申し上げます。

本案は、75歳以上の後期高齢者に係る医療につきましては、国の医療制度改革に伴いまして、健康保険法等の一部を改正する法律が平成18年6月に公布され、現行の老人医療制度にかわりまして、国保非被用者保険から独立した新たな医療制度が、平成20年4月に創設されることとなったところであります。

この新たな後期高齢者医療制度の運営主体は、各都道府県単位ですべての市町村が加入する広域連合とされ、その設立期限は平成18年度までとされております。広域連合の設立にあたっては、地方自治法の規定に基づきまして、関係市町村が協議して規約を定めることとなり、各市

町村におきまして、議会の議決を得る必要が出てまいったものでございます。そういうことで、このたびの議案として審議をお願いするものでございます。

何とぞ、慎重なる審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいいたします。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 4条関係で、別表1以外を行うということではありますが、実際的に、保険料、保険税の賦課に関する事務ということになりますよね。そうすると、その部分はどこまでの事務を指すのか、いわゆる料や税の徹底までをさすのか、それとも、ここでいう「関する事務」とはどこまでを指すのか、ちょっと説明を求めておきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 馬野健康福祉部長。

健康福祉部長（馬野 正文君） 第4条の保険料の賦課に関する事務ですが、保険料の決定までは広域連合の方で行うということで、徴収につきましては、各市、町が行うことになります。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） そうすると、実際的に保険料の決定ということになると、今、それぞれ地方自治体ごとに、いわゆる決定しちよりますよね。保険税の決定しよります。それを頭超しに、いわゆる広域連合の方から、これが妥当だという決定まで移行するちゅう、今の答弁聞きよるとそうなるんですが、そうとらえてよろしいのかどうなのか。

議長（新山 玄雄君） 馬野健康福祉部長。

健康福祉部長（馬野 正文君） 保険料につきましては、これから給付費とか計算をしまして、それらの負担率に基づきまして保険料が決定をされます。これは、広域連合の方で保険料を決定しますが、そのために議会ということで、各市、町の首長、議員、12名が議員として組織をされ、そこで協議されることになろうかと思えます。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） そうすると、実際的には、今まで地方自治体がそれぞれ国民健康保険税を決定しておりました。それが、結果的には、広域連合の方で、今ずうっと答弁の流れを聞いてみると、その事務の範囲としては、いわゆるあくまで、いわゆるお宅の自治体は幾らですよということになりませんか、危惧しよるわけよ。ほじゃけ、そうじゃなかったら、そうじゃないよということ言うてもらっただけでええんです。

議長（新山 玄雄君） 馬野健康福祉部長。

健康福祉部長（馬野 正文君） 山口県広域連合によります保険料につきましては、県内同一の保険料になります。

議長（新山 玄雄君） ここで訂正をお願いします。村田総務部長。

総務部長（村田 雅典君） ここでちょっと訂正をさせていただきたいと思います。

ただいま審議いただいております議案第18号、33ページの議案でございますが、山口県後期高齢者医療広域連合の設立について、高齢者の医療確保に関する法律（平成57年）という、大変私どものチェックミスというような間違いがございます。これは「平成」でなくて「昭和」の誤りでございますので、訂正をして、おわび申し上げます。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はございませんか。荒川議員。

議員（5番 荒川 政義君） 14条、連合に必要な職業というふうになっとるんですが、これは、各町から、やはり職員の派遣ということを考えとるんですか。

議長（新山 玄雄君） 馬野健康福祉部長。

健康福祉部長（馬野 正文君） 職員につきましては、現在、準備委員会を設置をしております。それにつきましては、現在18名の職員で行っており、内訳が、県、市町総合事務局、国保連合会並びに13市の各職員ということで行っております。

19年度から広域連合ということで、本格的準備始めるわけですが、そこでは22名の職員を予定をしております。

本格的な20年度からの広域連合につきましては、当面30名を予定しております。この職員につきましては、各市におきましては職員数に応じて人数を決めると、それと、周防大島町については1名、その他は、ほかの町におきましては広域的に1名ずつということで、町の職員の派遣は26名、あとは県、国保連合会ですべてで30名を予定しております。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はございませんか。浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） これは初めてできる組織ですのでお伺いしますが、いわゆる議会の構成が、先ほど12人、(1)の市町が4人、ずっとありますが、これでは議会に出れないといたしますか、自治体があるわけですが、構成団体見ますと、市が何ぼかあるわけですが、半分ぐらいしか議会に出席できないわけですが、それで全体を決めていくというのはいかがなものかなという気もしますが、その辺はどういうふうにとらえたらいいんですか。

議長（新山 玄雄君） 馬野健康福祉部長。

健康福祉部長（馬野 正文君） この規約の内容につきましては、現在の準備委員会、全市町の首長と委員であります準備委員会、それと、全市町の担当課長によります幹事会で協議をして、決定をされたものですが、この12人で構成するということは、この制度自体が後期高齢者制度の医療のみに限定されるということで、組織のスリム化に配慮しようということと、または、県内、全市町が参加する広域行政の円滑な運営を図るために、副議長と議長による議会を構成しようということでもあります。

審議の段階でもいろいろありまして、定数も各市町1名ずつにしたらどうかとか、議会定数に

よって定めたらどうかとかいろんな面もありましたが、やはり経費的な面を一番考慮しまして、決定をされたものだと思っております。

ちなみに、現在、全国状況を見ても、全市町村で構成するというのが23地区あります。今回の山口県のように、推薦などで、全市町村でないというようなところが24地区ということですので、いろいろ他の都道府県の状況を見ながら検討されたものだと思っております。

議長（新山 玄雄君） いいですか。ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 今回の議案第18号山口県後期高齢者医療広域連合の設立についてであります。実際的に、この流れはどこから出たのかという点であります。

先ほど提案者の方が言われましたように、国の制度改正によりという部分であります。それで、国の制度改正というのは何かと言えば、実際的には後期高齢者の医療費をどうするかという中から、国がいろんな角度から変更を起こしました。いいのですが、後期高齢者の医療費が増大する、だから、その負担をどこに持っていくか率直に言うと、そういう格好の中で、実際的には国の医療費の負担割合を、保険者と、いわゆる地方自治体に移行するという中で発生した案件であります。

また、後期高齢者の医療費そのものが、実際的には県で統一されるということになると、やっぱり私は、それはまた違う角度から問題が出るんじゃないかというふうに考えております。

実際的に、今度、決定権が地方自治体から広域連合に移るということ自体が、自治体で決定する範疇を超えて実際的には決定権が移る、ということになれば、やっぱり地方自治の考え方からしても将来問題が起こる、という点を明らかにしたいというふうに思います。

以上です。

議長（新山 玄雄君） 次に賛成討論はありませんか。 次に反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより採決を行います。起立による採決を行います。

議案第18号山口県後期高齢者医療広域連合の設立について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第25．議案第19号

議長（新山 玄雄君） 日程第25、議案第19号山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更についてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。椎木助役。

助役（椎木 巧君） 議案第19号山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更につきまして、補足説明を申し上げます。

まず初めに、39ページの議案の上から4行目でございますが、「平成22年」となっておりますが、「昭和」に訂正をいただきたいと思えます。申しわけありません。

本案は、先ほど、議案第18号で補足説明を申し上げましたように、平成19年2月1日に設立される山口県後期高齢者医療広域連合を、同日、山口県市町総合事務組合へ加入させ、また、共同処理する非常勤職員公務災害補償事務及び公平委員会事務を加入させるため、同組合の規約の一部を変更するにつきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

何とぞ、慎重な審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 初めて……初めてという表現は難しいんですが、実際的に公募で、実際的に選出し、そして、新たに債務負担を生じるという格好の中で……債務負担、これは違う。（「これは違う、1つ前です。」と呼ぶ者あり）1つ前だった。（笑声）

議長（新山 玄雄君） 議案第19号です。（笑声）ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。

議案第19号山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第26．議案第20号

日程第27．議案第21号

日程第 2 8 . 議案第 2 2 号

日程第 2 9 . 議案第 2 3 号

日程第 3 0 . 議案第 2 4 号

日程第 3 1 . 議案第 2 5 号

議長（新山 玄雄君） 日程第 2 6、議案第 2 0 号周防大島町久賀歴史民俗資料館、周防大島町町衆文化伝承の館及び周防大島町町衆文化の薫る郷公園の指定管理者の指定についてから日程第 3 1 号、議案第 2 5 号竜崎温泉潮風の湯の指定管理者の指定についてまでの 6 議案を一括上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。椎木助役。

助役（椎木 巧君） 議案第 2 0 号から議案第 2 5 号までの補足説明を一括して行いたいと思います。

本町として、最初の公募による公の施設の指定管理者、指定議案についてでございます。

なお、今回の公募による指定管理者の選定に際しましては、平成 1 8 年 4 月 1 日付、告示第 2 9 号で、周防大島町公の施設の指定管理者選定委員会の組織及び運営に関する要綱を制定しており、その第 1 条で、選定委員会は、1、公募する施設ごとに設置する、2、設置目的または機能が類似している複数の公募施設を一体として公募し、管理運営の効率性を図ることができる、としたところでございます。

また、選定の透明性、公正性を図る観点から、選定委員はすべて民間の有識者とし、それぞれの選定委員会では、大学教授、中小企業診断士 これは財務の専門家でございますが、それと、司法書士、これは書類審査の専門家ということでお願いしております。

また、観光、健康、生涯学習等の専門家、これらを合わせまして 5 名で組織をしていただき、それぞれ 3 回の選定委員会を経て、参考資料として添付いたしておる報告書のとおり、優先交渉権者の選定をいただいたところでございます。

まず、議案第 2 0 号周防大島町久賀歴史民俗資料館、周防大島町町衆文化伝承の館及び周防大島町町衆文化の薫る郷公園の指定管理者の指定についてでございますが、選定委員会で優先交渉権者に選定された特定非営利活動法人、周防大島自然体感クラブを指定しようとするものであります。

指定期間は、平成 1 9 年の 4 月 1 日から平成 2 2 年 3 月 3 1 日までの 3 年間といたしております。

次に、議案第 2 1 号日本ハワイ移民資料館指定管理者の指定につきましては、優先交渉権者に選定された大島国際文化交流協会を指定しようとするものでございます。

議案第 2 2 号周防大島町サン・スポーツランド片添、周防大島町片添ヶ浜温泉遊湯ランド及び

周防大島町青少年旅行村の指定管理者の指定につきましては、優先交渉権者に選定された社団法人東和ふるさとセンターを指定しようとするものであります。

議案第23号周防大島町陸奥野営場、周防大島町立陸奥記念館及び周防大島町なぎさ水族館の指定管理者の指定につきましては、優先交渉権者に選定された、岩国松山高速株式会社を指定しようとするものであります。

議案第24号周防大島町総合交流ターミナルの指定管理者の指定につきましては、優先交渉権者に指定された、有限会社サザン瀬戸東和を指定しようとするものであります。

最後に、議案第25号竜崎温泉潮風の湯の指定管理者の指定につきましては、選定委員会で優先交渉権者に選定された、有限会社千鳥を指定しようとするものであります。

なお、指定期間は、現行の厨房施設に係る賃貸借契約が終了する、平成19年6月1日から平成22年3月31日までといたしております。

補足的に申し上げますと、今回の公募の結果、18年度の指定管理……非公募で指定管理をしている施設と、直営でやっておる施設がありますが、非公募で指定管理をしておりました、久賀歴史民俗資料館等の3つの施設につきましては、今回の指定管理料の額が、18年度の指定管理の額より294万4,000円の減額となっておりますのでございます。

また、ハワイ移民資料館では、18年度の指定管理及び2万7,000円の減額、周防大島町サン・スポーツランド片添関係の3施設では16万6,000円の減額、陸奥関係の3施設では759万4,000円の減額となっております。先ほど補正予算の中で債務負担行為の議決をいただいた額でございますが、前年度より、そのような指定管理者としての財政効果が出ておるといってございます。

さらに、周防大島町総合交流ターミナルは、昨年度の納付金 寄附金といいますが、寄附金でございますが、寄附金が50万円でございますが、来年度からの指定管理になりますと、205万円を指定管理料ではなくて納付金として納めるといふ施設となりました、ということでございますので、今年度 18年度に比べれば、155万円の増額ということになります。

また、竜崎温泉潮風の湯は、現在まで直営で運営をいたしております、ということでございますから、指定管理料が発生いたしておりませんでした。そこで、収支を見てみますと、3年間の平均で行きますと、大体900万円弱の赤字となっております。これは3年間の平均でございますから、単年度ごとに900万円ずつぐらいの赤字が出ておりましたが、この施設につきましては、年間400万円の納付金を納めるといふ施設ということ提案をいただいておりますので、差し引きいたしますと、18年度が、過去3年よりも毎年1,209万8,000円ぐらいの効果が出ておるといふふうに思っております。

以上で、各施設の指定管理の説明を終わります。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしく願いをいたします。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

議案第20号周防大島町久賀歴史民俗資料館、周防大島町町衆文化伝承の館及び周防大島町町衆文化の薫る郷公園の指定管理者の指定について、質疑はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 今回、それぞれ配点表に基づき行ったら、いわゆる、この団体が一番だったという判断で提案されとるわけなんですけど、この中で、1つは、配点の中にある、実際の、1つは職員体制や配置人員、また、その他、類似施設の管理実績というのがあります、配点表の中に。そういう中で、より優れたという判断は、何か特段持ってこられましたか。具体的に、私たちは、その文書もしくは作文と言ったら語弊がありますが、そういう中身を見てないわけなんです。そういう中で、審査委員の皆さん方は、この団体でよからうということで点数あげられました。

そういう中で、配点の多い部分がいろいろありますが、実際的にここで聞いておきたいのは、午前中も言いましたように、どう職員体制や人員を配置しながら、実際的に維持していくか、目的に沿って維持していくかということになります。そこで、質問したいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 中野政策企画課長。

政策企画課長（中野 守雄君） お答えいたします。

まず、職員の配置等でございますが、募集の際に、仕様書等であらかじめのものを示しております。それに沿ったものでやってるかどうかということで、実際に大きく5項目ございますが、さらに細項目、6項目から17項目、それぞれあるわけですが、それを細かく配点 例えば、5点配分とかしまして、そういう仕様書に基づいた職員配置をはっきりうたっておるか、あるいは、類似施設の管理実績ということでございますが、実際に今度出したところではなくて別のところにあるかと、そういったものを、今の件で言えば5点配分ということで配点したということでございます。

その中で、いろいろヒアリング、申請書等、委員さんが判断されて点数をつけられたということでございます。

以上でございます。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 例えば、仕様書、どういう格好であれされたかわかりませんが、実際的には、今、いわゆる、例えば今の議案である周防大島町久賀歴史民俗資料館関係で言えば、今だったら直営ではなし、委託関係で何名で、いわゆる運営しておりましたと、それで、自分たちが仮に運営するとしたら何名で運営しますと、また、今ある雇用関係についてはどうしますと、こういう考え方は、公募の中で出されちよるんじゃないんですか。当然出されちよると思うんです。

そういう格好の中で、具体的に、例えば将来、今回決まれば3カ年、それが団体がやっていくわけですから、そういう格好の中で決定するわけですから、どういうふうに出されたのか、それに基づいて、他の団体よりよろしかったということになるかと思うんです。ですから、何人を雇用する、地元は何人を雇用.....仮にあれば、何人を雇用する、そして、今までの、いわゆる委託関係の契約者については、もう、例えば基準法で言えば、1カ月以上前には解約するなら解約するとか、そういうようなのが具体的に出されちよると思うんです。その報告を、まずしていただきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 中野政策企画課長。

政策企画課長（中野 守雄君） お答えします。

募集要領というのがありまして、これを一々細々説明すると大変でございますが、基本的には、現在の職員体制というものを提示しております。それで、応募者が、これを、いわゆる仕様書、いろんな業務があるわけですが、この業務を損なわないように職員をどういうふうに配置するかと。そういうものをすべてヒアリングで、例えば、この職員配置で大丈夫なのかとか、少ないではないか、逆に多いのでは、そういうのをヒアリングで、いろいろ委員さんがやられたわけです。その中で、最終的に委員さんが点数を採点されたということでございます。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） こだわるわけじゃないんですが、抽象的な話じゃないわけです。今、既に、いわゆる提案された業者さんと、いわゆる契約を.....契約といいますか、指定管理しようという段階なんです。ですから、その業者さんは、何人を使ってどうしよう、もと、例えば委託関係で言えば、こういう状況だったから、私は、こういう何人で行きますとか、具体的な提案が出されちよる、人数的には出ちよる。出てないでしょう。

議長（新山 玄雄君） 中野政策企画課長。

政策企画課長（中野 守雄君） お答えします。

今回の公募は、そういう応募者からいろいろな提案をいただくわけです。ですから、こちらで示した業務について、A団体は、この職員でできると判断すれば、その人数を提案してくるわけです。ですから、それは、それぞれの応募団体からの人数は、ばらつきはございます。ただ、こちらは応募の要領の中で、こういう、これこれ業務は違いなくやってくださいという提言はしてるわけです。それに対して、これだけの人数でやるというのが応募者から来るわけですから、それに対して、委員さんが判断される。採点の判断をされたということでございます。ですから、そういう職員の貼りつけというのは、応募者からの提案はございます。

以上です。（発言する者あり）今、ちょっと手元に今資料を持っておりませんが、そういうものについて委員さんが点数化された、評価されたということですから、逆に多ければいいという

話でもない、少なければいいか、やはり、その業務に対して、ある団体は努力してこれだけでやるといふふうに提案がなされておると、それに対して、皆委員さんが点数をつけられたということでございます。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。中本議員。

議員（20番 中本 博明君） 質疑じゃないんですが、助役が今説明した数字の違いを、あれを資料を配布してもらえんもんじゃろうか思うて。金額のを。説明したじゃろ、何ぼちゅう金額、あれを資料を配布してもらえんもんか。印刷コピーしてから。金額の違いを。

議長（新山 玄雄君） 椎木助役。

助役（椎木 巧君） 特に、お配りしなくても、ことしの指定管理料は、既に予算で計上されておりますし、来年からの指定管理料は、先ほど債務負担行為でから示されたとおりでございますので、その比較額の差を私が先ほど申し上げたとおりでございます。

議員（20番 中本 博明君） いやいや、それを.....

助役（椎木 巧君） 出して、書いてくれと。

議員（20番 中本 博明君） はい。

助役（椎木 巧君） わかりました。

議長（新山 玄雄君） 小田議員。

議員（23番 小田 貞利君） ちょっと関連するんですが、各指定管理を第一優先順位の方の名前は出てるわけですが、そういった団体の方が、前回、以前、18年度以前とのどういうふうに、先ほどもありましたが、職員を何人体制、4人体制でやりよったのを3人体制でやるというような形のが当然出ちよるわけです。そういった資料はもらえんですか。先ほどからありますが、部内の職員、今まで3人使いよったと。その部分を2人にして、あと1人は減らすとか、そういった部分、当然出てくると思うんです。今までと変わったところもあると思いますが、今までと同様のところもあると思いますし、変わったところもあります。その変わったところを、皆議員さんは知りたいと思います。どういうふうに変ったかという、そういった部分の資料は提供していただければと思います。

議長（新山 玄雄君） 暫時休憩します。

午後2時57分休憩

午後3時10分再開

議長（新山 玄雄君） それでは、おそろいです。いいですか。再開しても。 それでは、再開をいたします。

それでは、議案第20号、先ほど小田議員の質疑に対して答弁をお願いします。中野政策企画

課長。

政策企画課長（中野 守雄君） お答えいたします。

久賀歴史民俗資料等の職員でございますが、現在3人で行っておりますが、今回の提案は4名ということでございます。経費については、先ほど助役が説明したとおりでございます。

以上でございます。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） 先ほどから、休憩中にも話が出ておりましたが、きちんとやっぱり仕事をやってもらうということが、私たちがやっぱり見守っていかにやいけんことなんで、そこで1つお願いですが、ここにもやっぱり先行の中でも指摘をされてますように、やっぱり、4ページにあります、については、やっぱりもう1回行政側からきちんと、今度、この決まりそうな団体に対しては、やっぱり、あそこの学習村という名前がつくように、やっぱりその辺を重んじて、やっぱり事業を推進していただけたらといふうに思います。

それと、もう一つは、これは質問ですが、きょう、これが通りますと、いわゆる財団は解散になるのではなからうかというふうに危惧をしますが、その、もちろん職員も含めた処遇ですが、これはどのようにされるのか、そこをちょっと質問しておきます。

議長（新山 玄雄君） 後段の質問は、議案と直接関係ございません。（発言する者あり）

議員（6番 浜戸 信充君） いや、これは、これに決まれば、財団の職員はもちろん仕事がなくなるわけですし、財団自体も、これは町が半分以上出資した財団ですから、どうされるのかというのはきちんとしとかんと、やっぱり、その辺をあやふやなやつたら、僕は手を挙げませんよ、これ。（笑声）

議長（新山 玄雄君） はい、わかりました。

答弁をお願いします。布村教育次長。

教育次長（布村 和男君） 学習財団の今後どうなるかということでございますが、この件につきましては、理事会等でもいろいろ諮ってまいりました。一応、来年の4月の以降に財団を解散するという予定にしております。

したがって、財団職員は平成19年の3月末をもって財団を退職するということになるわけでございます。

この件につきましては、正職員が2名今おるわけですが、この2名については随時指定管理者制度公募に対する考え方、あるいは、今後の財団の対処の仕方等々いろいろ協議をしましてまいりました。また、職員の今後の雇用問題等についても説明したり、話し合いを進めてまいったわけでございます。

今御指摘のように、やはりその身分がなくなるわけですが、大変私どもも苦慮しておったわけ

でございます。

先般もちょっと2人の職員とも話し合いましたが、今のところ、まだ再就職先が決まってないというような話でありました。私どもといたしましても、制度に移行のために、こういう状況になったわけでございますが、心情的には、職員に対して大変申しわけないという気持ちでいっぱいでございます。今後の再就職等の相談については、十分な対応を行っていきたいというふうに思っております。

ただ、現在の2名の正職員やその他の臨時の職員がありますが、今回、指定管理者となる団体との4月以降の雇用関係については、今後、そういった可能性もあるのではないかというふうに思っております。

以上でございます。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） やはり、ここの学習村については、設立からの経緯を見ますと、やはり今の職員については、今後、こういうふうな形でなくなるということになれば、やはりきちんとした行政も対応してあげてほしいというふうに思います。やっぱり、その再就職については。

そりゃ、もちろん、自分らの生活のことですから、自分が、本人が一番考えにやいけんことでしょうけども、やはり、きちんとした手助けをしてあげてほしいというふうに思います。

よろしくをお願いします。

議長（新山 玄雄君） 中本議員。

議員（20番 中本 博明君） これは通るじゃろうと思うんです。通ったときに、契約します。もし、万が一契約して、1年か、2年たって、ああ、これでは赤字だがちゅうときには、どういう契約のやり方をするのか。（発言する者あり）

議長（新山 玄雄君） 村田総務部長。

総務部長（村田 雅典君） 先ほど、補正予算の中にも債務負担ということで金額を上げておりますが、これが当然契約書の中に記載されるわけでございます。基本的に、この指定管理者制度は指定期間中の赤字補てんはないという制度でございます。したがって、募集要項の中にも、仮に赤字になった場合においても、指定管理料の増額あるいは納付金の減額等はしないという明記をしておりますので、赤字になろうと、そのままでございます。

議長（新山 玄雄君） 中本議員、注意だけしときますが、先ほど質疑をされましたので、本来ならばできないということで、今後注意、お願いします。

それでは移ります。

議案第21号日本ハワイ移民資料館の指定管理者の指定について質疑はありませんか。広田議

員。

議員（16番 広田 清晴君） 実際的に、日本ハワイ移民資料館の部分について、私はよく言うんですが、それぞれ特徴ある箱物であります。ですから、例えば地方自治法上の改正で指定管理という表現になったと、契約形態になったということであるが、実際的に、いわゆる目的を達成しようとするのと、実際的に現在の周防大島町の要員状況、要員状況、これを考えれば、逆に、要員を1人、いわゆる派遣することができ、なおかつ、いわゆる直営も可能ではないかというふうを考え……これ、すべての部分に当たるわけなんです、その辺の議論はされたのか、なかったのか。公募に入る前の段階で、実際的にはいろいろな考え方があると思うんです。合併して、一定程度時期までは、どうしてもその町、その町でかなりの職員数がふえるというふうな実態としてあります。そういう中で、いわゆる公募移行する前に、実際的に対応する職員の皆さん方と協議しながら、進んでいったのかどうなのかというのが、非常に見えてこないわけです。その辺の議論は、公募の前にいろいろ運営のあり方については議論されたのかどうなのか、聞いておきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 村田総務部長。

総務部長（村田 雅典君） 町の公の施設200数十カ所ございまして、その中で、行革推進委員会等々でどれを指定管理者の施設して公募していくか、あるいは、非公募で管理していくかというようなことを十分協議した結果、こういった流れになってきたわけでございますので、前段のものについては、中身は協議しておるということで御理解いただいたと思います。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） そうすると、非公募の中の一形態として、職員の配置も考えた議論は行ったという解釈でよいのかどうなのか。直営ということで。

議長（新山 玄雄君） 村田総務部長。

総務部長（村田 雅典君） 直営という場合であれば、当然、職員の派遣ということは考えられます。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

次に移ります。

議案第22号周防大島町サン・スポーツランド片添、周防大島町片添ヶ浜温泉遊湯ランド及び周防大島町青少年旅行村の指定管理者の指定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

議案第23号周防大島町陸奥野営場、周防大島町立陸奥記念館及び周防大島町なぎさ水族館の指定管理者の指定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

議案第24号周防大島町総合交流ターミナルの指定管理者の指定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

議案第25号竜崎温泉潮風の湯の指定管理者の指定について、質疑はありませんか。広田議員。議員（16番 広田 清晴君） これについては、先ほど、助役の補足説明の方で、いわゆる25号じゃろ。（「25。」と呼ぶ者あり）いわゆる納付部分が出ると、発生すると、逆に、実際に、今までからすれば、基本的には節約になるという補足説明がありました。

それで、先ほど数字的な部分が言われたというふうに思いますが、実際的に、今回、実際的には1社であったということやったわけです。実際的には、1社。これについては、ここについても、例えば、契約関係、すべてがそうなるわけなんです、契約関係については、例えば現行、例えば日立関連会社等との契約で残っちゃう職員さんもおられる、そしてまた、町と契約された皆さん方もおられる、いう格好の中で、そういう人たちは、どういう取り扱いをしようとするのか。当然、いわゆるボイラー管理とかいう部分は、実際的には、その特殊な会社と新たな公募者、いわゆる契約範疇に入ると思うが、実際的に、今の皆さん方についてはどういうふうな、例えば先ほどから出ちゃうような、そりゃ、新たな会社を考えることを、実際的にはもうやめてもらうんよちゅう格好になるのか、実際的に、今どうなっちゃうのか。いわゆる、これが、いわゆる公募に応じて、実際契約が成立したら、その皆さんはどうなるのか、どのように考えとるのか、聞いちょきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 椎木助役。

助役（椎木 巧君） 今、特に竜崎温泉のことに御質問があつてはるわけですが、要するに、竜崎温泉の運営経営というのは、非常にたくさんの業務が入っておって経営されております。この7月からは、また健康プールというようなものもできまして、当然、そのスポーツ関連企業さんが入ってプールの管理をしるとかいうことも新たにも発生しておりますし、また、直営で職員を雇用しておる、または、その業務委託をしておる、まあたくさんありますが、当然、館全体を指定管理するわけございますから、この6月1日以降は、当然、その指定管理者とその業務委託契約を結ばれるか、または、指定管理者の方に雇用されるかということになると思っております。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 実際的に、指定管理という格好で、例えば、組織変更ですから、当然、いろんな契約形態が変わるということは起こり得ます。でも、実際的には、今まで円滑にやっちゃったことが一定程度御破算になる可能性があるという、新たな指定管理者が発生したときには、そういうことも起こり得るのが中身としてあるんじゃないかという点で危惧するわけよ。

例えば、新たに公募に応じた方が、実際的に現状の皆さん方と今の状況で契約することは、今現在はわからんわけです、実際的には、そういう中で問題が起こりはしないかという危惧から質問しよるわけです。

ですから、言い方としては、今の契約者、いわゆる先向き、町と委託契約をしちよる皆さん、そして、日立の子会社になりますか、その皆さん方はどういう取り扱いになるのか。それまま、同じ水準で契約できる可能性があるのかどうなのか、その辺はあくまで指定管理者が決めることだから、ないわけなんよ。そうすると、その前段で、基本的にはいったん解雇の上という格好になるかもわからんわけ、実際。だから、どういうふうに町としては、7億円をかけて、早よう言うたら、投資したわけ。7億円かけて。一部分じゃあるよ。例えば、7億円をかけてふる部分を改装しましたと、新たにふる部分、プール部分をつくりましたという部分もある。そしてまた、どれだけの、今から先利用状況等はわからんが、実際的には一定の数値を出しながら、公募したと思うんです。

そういう中で、少なくとも、町内に、例えば町内に居住する皆さん方、もしくは……今は全然示されてないけえ聞きよるんじゃが、例えば、今までの契約者についてはどういう方向で提案されちよるとか、あるんじゃないでしょうか。そういう提案の中身を、はあ、もう契約しようとするんだから、個々の例えば考え方なるかもわかりませんが、やっぱりきちっと、私は議会の同意を得るときは出すべきじゃないかというふうに思うわけ。（「そうやな」と呼ぶ者あり）

議長（新山 玄雄君） 村田総務部長。

総務部長（村田 雅典君） 基本的に、各社の計画書をお見せするというのは難しいところもありますが、今確認をしましたところ、この竜崎温泉につきましては、ただいま町が契約している業者、各いろんな業者がございます。例えばボイラーの管理等々がありますが、それについては継続して雇用するという提案として、提出されているようございます。

議長（新山 玄雄君） 椎木助役。

助役（椎木 巧君） 今、提案者の方で、できるだけ現在雇用されている方を雇用したいという提案は、当然どこでもほとんどあったと思います。

しかしながら、仮に、それが提案されておったとしても、町がそれを求めておる公募の要綱、公募要綱というのは善良な管理運営をしていただきたいということを要求しておるわけござい

ますから、例えば、3年間、期間中、絶対それを雇用せんにゃいけんというふうな縛りは多分かけられないと思うんです。だから、それは、提案する方からすれば、当然、今現在おる人の一遍にやめていただくんじゃないで、できるだけ雇用したいという提案はあります。

ただ、しかしながら、町と委託契約を結んでおる職員が、今度はその指定管理者と雇用関係を結ぶわけですから、当然、その雇用の形態というのも、パートになるのか、または、給与に関しても今までと同じなのかどうかというのは、こちらからは、それは言えないとこだというふうに思っております。

議長（新山 玄雄君） いいですか。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論、採決に入ります。

議案第20号、討論はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 20号以下、取引先の要件として何が発生するかという点で、まず討論したいと思います。

経営形態が変わることによって雇用関係が変わります。実際的には、新たな指定管理者がすべて掌握すると、これが法律の解釈だというふうに考えます。

そうすれば、実際的に新たな、例えば、先ほど、今議案20号ですけど、実際的には職がなくなるという格好も、答弁でありました。

そういうふうな格好を起こすなら、例えば周防大島町、今回議案の20号周防大島町久賀歴史民俗資料館、周防大島町文化伝承の館及び周防大島町民文化の薫る郷公園の指定管理の指定についての部分については、例えば周防大島町の職員の実態からすれば、どのぐらい、今、実際的に合併以前と合併後でどのぐらいの要員数があるのか、例えば今実際的に、先ほど出たいろんな言い方をすれば、100名近くもという意見中にはあるようです。しかし、実際的に今、対応する労働組合と本気になって議論する必要がある。

例えば、職員組合の皆さん方と周防大島町の状況を話しながら、職域の拡大について議論すれば、私はもっともっとええ町づくりになっていくんじゃないか、単純に、すべて指定管理に移行するという発想が果たしてええのかどうなのかという辺も、危惧しております。とりわけ特殊な部分、例えば文化施設とか、そういう部分はどうしても非効率を承知で建設してきたわけなんです。その当時、その町で、それぞれ非効率であっても自分たちの町づくりの中で、こういう格好でやっていこうということでもあります。そういう中だからこそ、非効率部分は発生するのは当然だと思います。

しかし、今限られた条件の中で、例えば、町の職員さん方に今の財政状況を示しながら、自分

としては直営で行きたい、そのためには、職員配置を考えておると、そういう議論が果たして、先ほどからしましたという言われちよるが、果たしてしたかどうか、対応する労働組合含めて、職員の皆さん方に今の財政状況を話して、そして、そういう状況をほんとに話したかどうかちゅうのは、私は疑念を持っております。

やはり、今大事なのは、今の周防大島町の財政状況、当然、町長としてはむだを省くことは当然だと思いますが、やはり、その時々、町職員の動向ちゃあると思います。そういうのを含めて、私は節約するという観点に立てば、この項で、本当に指定管理でやっていかなきゃならないちゅう理由はない、いうふうに考えております。

以上です。

議長（新山 玄雄君） 次に、賛成討論はありませんか。 次に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより採決を行います。起立による採決を行います。

議案第20号周防大島町久賀歴史民俗資料館、周防大島町町衆文化伝承の館及び周防大島町町衆文化の薫る郷公園の指定管理者の指定について、原案のとおり決することに、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第21号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。

議案第21号日本ハワイ移民資料館の指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第22号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。

議案第22号周防大島町サン・スポーツランド片添、周防大島町片添ヶ浜温泉遊湯ランド及び周防大島町青少年旅行村の指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成の議員の

起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第23号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。

議案第23号周防大島町陸奥野営場、周防大島町立陸奥記念館及び周防大島町なぎさ水族館の指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第24号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。

議案第24号周防大島町総合交流ターミナルの指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第25号、討論はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 議案25号竜崎温泉の指定管理について、反対の立場から討論しておきたいというふうに思います。

竜崎温泉、御承知のように、今実際的には建って、実際的に、いわゆる償還に対する利払いが始まるかどうかという時期です。元金は、当然まだ今からです。

そういう中で、実際的に、指定管理でほんとにやらんやいけんのかどうなのか、それで、本当に職員さんが、例えばおらのんかどうなのか、そして、今から先、例えば福祉目的で、いわゆるプールを活用するということになっておりますが、実際的にそれでいいのかどうなのかということは、やっぱり十分な議論必要じゃないかというふうに思います。

実際的にどういう活用するかについても、確かに提案書の中ではいろいろ書かれておると思います。しかし、私は、この部分なら、やっぱりもっと数年間は十分見通し、実際的な見通しをもって、指定管理を避けて直営の方が、逆にええというふうに考えておる。それは、やっぱり事故を防ぐ、また、いろんな角度からすれば、ここの面では、やっぱり安全にかかわる部分が発生す

るんじゃないかという点も提起しちょきたいというふうに思います。

また、先ほど言いましたように、今からどういうふうな格好でちょうのを、今から出てくると
こなんです。この大きな部分、投資部分の大きな部分は。やっぱり私は、仮に、やっぱりふる部
分が、いわゆる入場者の多くを占めるというのは確かですが、実際的にはもっともっと議論する
要素が、必要性があるというふうに考えております。今、以上の立場から反対討論といたします。

議長（新山 玄雄君） 次に、賛成討論はありませんか。 次に反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） これより採決を行います。起立による採決を行います。

議案第25号竜崎温泉潮風の湯の指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成
の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

・

議長（新山 玄雄君） 以上で、本日の日程は全部議了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

次の会議は12月18日月曜日、午前9時30分から開きます。

なお、12月11日月曜日、午前9時30分から全員協議会を開きますので、よろしくお願
いします。

事務局長（坂本 薫君） 御起立願います。

午後3時37分散会